

## 厚岸町議会 第2回定例会

平成20年6月17日  
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、佐齋議員、7番、安達議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 6月13日、議会運営委員会を開催いたしましたので、次のとおり報告をいたします。  
委員会の開催日は、平成20年6月13日です。  
協議内容につきましては、第2回定例会の議事運営についてであります。  
(1)報告についてであります。議会側より(ア)諸般報告、(イ)例月出納検査報告が行われます。  
(2)各委員会から予定される案件についてであります。  
ア、総務常任委員会報告書が出されます。イ、議会運営委員会の調査報告書も出されます。ウ、各委員会より閉会中の継続審査の申し出が行われます。総務、産業建設、厚生文教、議会運営委員会からであります。  
(3)議会提出の案件についてであります。  
ア、推薦第1号 農業委員の推薦についてであります。審査方法は、本会議において審査をいたします。イ、議員の派遣についてであります。この件につきましても、本会議において審査を行います。  
(4)町長提案の議案についてであります。  
ア、報告第1号から第8号まで8件、審査方法は本会議において審査を行います。イ、議案第49号 人事案件1件でございます。審査方法は、本会議において行います。ウ、議案第50号から第53号、一般議案であります。4件でございます。審査方法は、本会議において行います。エ、議案第54号から第60号、条例であります。7件でございます。審査方法は、本会議において審査を行います。オ、議案第61号から第62号、補正予算2件でございます。審査方法は、各会計補正予算審査特別委員会へ付託し、会期中の審査とい

たします。

(5)一般質問は、通告者は7人でございます。

(6)会期の決定についてであります。6月17日から6月19日、3日間、休会日なしといたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から19日までの3日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの3日とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成20年3月5日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、6月5日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第59回定期総会には、私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料の詳細につきましては、別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 日程第6、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、平成20年7月19日をもって議会が推薦する学識経験を有する現職の委員が任期満了となりますので、本定例会で新たに推薦しようとするものでありま

す。

お諮りいたします。

議会が推薦する農業委員の人数は2名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する学識経験を有する農業委員の人数は2名といたします。

次に、2名の委員の推薦方法についてお諮りいたします。

12番、岩谷議員。

- 岩谷議員 議長指名において決していただきたいと思います。

- 議長(南谷議員) ただいま、議長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認め、議長において選考することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時08分再開

- 議長(南谷議員) 再開いたします。

それでは、選考結果を申し上げます。

議会が推薦する学識経験を有する農業委員には、安達由圃さん、石澤由紀子さん、以上2名を選考いたしました。

まず、本件の議事については、安達議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

(安達由圃議員退席)

- 議長(南谷議員) 初めに、安達議員についてお諮りいたします。

安達議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、安達議員を農業委員にすることに決定しました。

次に、石澤議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

(石澤由紀子議員退席)

- 議長（南谷議員） 石澤議員についてお諮りいたします。  
石澤議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、石澤議員を農業委員に推薦することに決定しました。  
暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

- 議長（南谷議員） 再開いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告について、報告第2号 専決処分事項の報告について、以上2件を一括議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第1号及び報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容を説明させていただきます。  
議案書の1ページをお開き願います。  
報告第1号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算。  
緊急執行を要した「平成19年度厚岸町一般会計補正予算」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めますのでございます。  
2ページをお開き願います。  
総総専第1号。  
専決処分書。  
地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。  
平成20年3月31日付でございます。  
平成19年度厚岸町一般会計補正予算（11回目）でございます。  
平成19年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。  
第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,811万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,259万6,000

円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入歳出とも1款1項で、それぞれ1,811万6,000円の補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。

11款1項1目1節地方交付税、特別交付税でございます。1,811万6,000円の増でございます。

7ページでございます。歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、28節繰出金1,811万6,000円の増、老人保健特別会計繰出金の増でございます。

以上で報告第1号の説明は終わらせていただきまして、続きまして報告第2号の説明に移ります。

議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

報告第2号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算。

総総専第2号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年3月31日付でございます。

平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（4回目）でございます。平成19年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から71万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億549万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

11ページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正でございます。記載のとおり歳入では4款4項、歳出では2款2項でそれぞれ71万7,000円の減額補正でございます。事項別によりご説明させていただきます。

13ページをお開き願います。歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金1,272万5,000円の減。

2目審査支払手数料交付金8万9,000円の増。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金5万円の増。

2目医療費負担金809万5,000円の減。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金184万8,000円の増、それぞれ額の確定による補正でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,811万6,000円の増。

先ほど説明いたしました、支払基金交付金のほかの減額交付決定に伴う財源不足分の計上でございます。

なお、支払基金交付金ほかの交付決定額で19年度不足となる当該交付金につきましては、平成20年度において追加交付措置がなされるものでございます。

15ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費 5 万5,000円の減。

2 款 1 項医療諸費、1 目医療給付費、財源内訳補正でございます。

2 目医療費支給費66万2,000円の減、それぞれ事業費確定によるものでございます。

以上で報告第1号及び第2号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） 初めに、報告第1号 専決処分事項の報告についての質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第2号 専決処分事項の報告についての質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、報告第3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容説明を申し上げます。

議案書の17ページでございます。

地方税法の一部を改正する法律が去る4月30日、法律第21号として公布されたところでございます。この地方税法の一部改正に係る部分のうち、公布の日から施行される部分について町税条例においても速やかに改正を行い、施行することが必要となったところでございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日に専決処分をもって町税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の18ページでございます。

総総専第3号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例の一部を改正する条例でございます。

次のページでございます。

まず、前段、改正の要旨でございますが、町民税については公益法人制度改革に伴う法人町民税均等割適用税率区分の改正、住宅借入金等特別控除申告期間の延長、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得に係る課税の特例の廃止、固定資産税につきましては熱損失防止改修住宅、いわゆる省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長、その他引用条項の整理及び字句の改正が主な内容でございます。

議案書の19ページでございますが、改正内容につきましては、既に配付の報告第3号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思います。

なお、資料につきましては、逐条になってございまして、逐条で説明するところから、改正規定の内容につきましては前後いたしますので、ご了承願いたいと思います。

資料の1ページからご説明申し上げます。

第16条第1項第4号は、法人町民税均等割についての改正で、法人でない社団又は財団で、代表者等の定めのあるもので、収益事業を行わない場合に均等割を課さないとする改正でございます。

第16条第3項、第25条第2項の表の第1号の規定中に、人格のない社団等を追加するとともに、字句の整備を行うものでございます。この人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもので、収益事業を行うものという規定でございます。均等割の最低税率を課することとされたことに伴う表に追加するものでございます。

第25条第2項、第16条第1項第4号で説明したとおり、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもので、収益事業を行わないものは均等割が非課税となったところでございます。そのことにより、法人町民税の納税義務者となり得なくなっ

たことから、これまで法人及び法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものという、この2つを法人等と規定したものを法人と改めるものでございます。

なお、収益事業を行う場合は、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもので、収益事業を行うものと従来どおり規定しているところでございます。

1 ページから3 ページにわたりますが、第25条第2項の表、第1号から9号は現行規定の課税又は非課税の明確化をするもので、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、人格のない社団等で資本金を有しない法人に均等割を課する場合は、最低税率を適用する改正に伴い、法人の区分、税率を定める表の整理で、当該均等割の税率については変更はございません。

4 ページでございます。

第3項は、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものの税率適用期日が削除されたことに伴い、引用している号番号を削除するものでございます。

第29条の3第6項、町民税の申告において公的年金等に係る取得について、源泉徴収表又はその写しを提出させることができる規定を追加するものでございます。このことにつきましては、後に出てまいります議案のほうで説明を追加させていただきます。

第33条の7第1項及び4項並びに、5ページになりますが、第33条の9第1項は、第25条第2項の改正で説明いたしましたが、法人等を法人に改めるとともに、一部字句の整理を行うものでございます。

第37条第5項は、字句の整理及び独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律が平成20年3月31日に公布され、これに加えて同日、同法廃止に伴う政省令が公布され、これに伴いましてこの項で引用していた独立行政法人緑資源機構法を独立行政法人森林総合研究所法の規定の引用に改めるものでございます。

6 ページ、第6項は字句の整理でございます。

第123条、特別土地保有税の納税義務者等、第2項及び第3項は字句の整理でございます。

議案書7ページでございます。

同条第4項は、第37条第5項で説明した内容と同じく、独立行政法人緑資源機構法が廃止され、独立行政法人森林総合研究所法の規定の引用に改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。

第5項は字句の整理でございます。

8 ページ、次に附則の改正でございます。

第7条の3第1項は、同条第3項の改正で同項が引用されているところから記載しているもので、改正ではございません。

第7条の3第3項は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の申告期間の延長の規定の整備でございます。当該申告の期限は、毎年度3月15日、これは所得税の申告の期限と同日でございますが、その3月15日までであったところでございますが、十分な周知、広報等をもって行ってきたところでございますけれども、申告期限までに申告できない対象者で災害等やむを得ない理由があると認められるときは、当該特別控除をすることができる規定の改正をするものでございます。

第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとするべきものが



すべき申告、第1項は新築住宅に係る固定資産税の減額の適用期間の2年間の延長を規定している引用条項の整理でございます。

第2項は引用条項の整理でございます。

第3項は、適用期間の延長及び引用条項の整理でございます。

9ページ、第4項、同じく適用期間の延長及び引用条項の整理でございます。

第5項及び第6項は、同じく引用条項及び字句の整理でございます。

第7項は、住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設でございます。本年4月1日から平成22年3月31日までに一定の要件の省エネ改修をした場合、改修を行った翌年度分の固定資産税額の3分の1に相当する額を減額する内容でございます。

議案書10ページでございます。

第20条第1項から第4項であります。特定中小会社が発行した株式、いわゆる特定株式の譲渡に係る譲渡所得について、2分の1に相当する金額とする特例措置を廃止する改正に伴い、当該項の削除に伴う項番号の繰り上げ及び字句の訂正整理でございます。

11ページでございます。

改正前、表と現行欄の第20条第7項から第8項であります。特定中小会社が発行した、いわゆる特定株式の譲渡に係る譲渡所得について、当該所得について2分の1に相当する金額とする特例措置を平成20年4月29日、これは今回改正されました地方税法の一部を改正する法律の公布の日、これは4月30日に公布されましたが、その前日で廃止するものでございます。これは旧法附則第20条第7項、同項と同8項による規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案書23ページをお開き願います。

附則でございます。

第1条、施行期日、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2条、個人の町民税に関する経過措置でございます。別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成20年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものがございます。

第2項は、この条例の施行日前に改正前の町税条例に規定する特定株式について、改正前の条例の適用によるものとし、平成21年3月31日とあるのは、平成20年4月29日と読みかえるものがございます。

第3項は、施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用について、附則第19条の3、附則第19条第1項の規定等を加えるもので、平成22年3月31日までの間は附則第19条の3に規定する上場株式譲渡所得の100分の1.8の特例税率を、附則第19条第1項に規定する株式の譲渡所得の特例税率100分の3とする経過措置でございます。

第3条、法人町民税に関する経過措置でございます。

第1項は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、法人の町民税に関する部分は平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人

の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるとするものでございます。

第2項は、旧条例第16条第1項4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例によるとするものでございます。

第3項は、新条例第25条第2項、表の第1号イに掲げる法人に係る規定は、平成20年度分以後の年度分の法人の町民税の均等割について適用し、旧条例第25条第2項の表第1号中、法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例によるとするものでございます。

24ページになります。

第4項は、施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日の前日、これは平成20年11月30日までの間における新条例第25条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号のア、一般社団法人及び一般財団法人に対する規定を適用しないこととする規定でございます。

25ページでございますが、第4条、固定資産税に関する経過措置でございます。新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上、報告第3号 専決処分事項の報告について説明を終わらせていただきます。まことに簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 非常に簡単でわかりやすい説明だったのかなというふうに思うんですが、今回この町税条例が改正されておりますけれども、改正について資料をいただいておりますけれども、できれば今後、主な内容について簡単な説明をした資料を配付していただいたほうが議員としてはわかりがいいのではないのかなというふうに思うんですけれども、ひとつご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

それから、今回この説明いただいたんですけれども、法人でない社団又は財団が収益事業を行わない場合には非課税となるというようなことが書かれておりますし、人格のない社団等の最低税率、法人でない社団又は財団というのは、厚岸町でいえばどういふのを指すのか。

それから、人格のない社団というのは、厚岸町にあるのはどういふのがあるのか、ちょっとその辺について、まず説明お願いいたします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） まず、1点目の簡単な説明という部分でございまして、議員おっしゃられますとおり、第何条が第何項になったとかという説明では、何がどうなったのかということかわかりづらいかと存じます。できれば、そのことによって何がどうなるのかというわかりやすい説明が、できるだけ理解しやすいように自分も、説明している本人も含めまして、わかるように説明するように努力をしてまいりたいというふうに思います。まず、1点目はそんなことでよろしく願いをいたします。

それから、2点目でございまして。

法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものは、厚岸町にあるのかということですが、現在これについては今資料をちょっと持ち合わせていません。ちょっとお時間をいただきたいと思いますが。

それから、法人でない社団で人格のないものという定義でございまして、これは所得税法の基本通達で規定されてございます。人格のない社団等、これは通達の第8号関係でございまして。法人でない社団の範囲でございまして、これは法人税法の第2条第1号に規定する法人でない社団ということで、多数のものが一定の目的を達成するために結合した団体のうち、法人格を有しないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体として組織を有し、統一された意思のもとに、その構成員の個性を超越して活動を行うものを言い、次に掲げるものは含まれない。民法第667条、これは組合契約というふうに表現されておりますが、それから商法第535条、これは特命組合契約という表現をされておりますが、これらを含まない、前段申し上げた、要するに構成員の個性を超越して活動を行う、いわゆる法人格を有しないものを法人でない社団というふうに基本通達では規定をしております。

それから、法人でない財団でございまして。これも同じく8号関係で規定をされてございます。法第2条第1項に規定する法人でない社団とは、一定の目的を達成するために出捐された財産の集合体のうち、法人格を有しないもので、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思のもとに、その出捐者の意図を実現するために独立して活動を行うものをいう。これが法人でない財団の範囲でございまして。

それから、法人でない社団又は財団のうち、代表者又は管理人という規定がございまして。これは8号関係の2の7にございまして、法人でない社団又は財団について、代表者または管理人の定めがあるとは、その社団又は財団の定款、寄附行為、規則、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、その社団又は財団の業務にかかわる契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事実上あることを意味するという規定でございまして。

したがって、これに当てはめると、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのないものは、通常あり得ないということに留意するということ、これは法人税法の基本通達で示されているところでございまして、さてこれに該当する法人でない社団等について、厚岸町にはあるのかということにつきましては、ちょっと時間をいただいて確認させていただきたいと思いますが。

ただし、確認できるかどうかはちょっとわかりませんが、お時間をいただければ今調べたいと思いますので、よろしく申し上げます。ちょっと休憩を。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時49分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

再開に先立ちまして、税財政課長のほうから町条例の一部改正する新旧対照表の一部訂正の申し出がありますので、これを許します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変申しわけございません。

報告第3号説明資料の2ページの右側、改正案のところの下から2段目の数字、14万4,000円と書きたいところ、4000とあります。この4を削っていただきたいと思います。14万4,000円でございます。これが3ページの下から2段目の第8号の14万4,000円に当てはまる部分でございます。大変申しわけなく、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きましてご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、法人税法基本通達で社団、財団等の説明をさせていただきましたが、大変わかりづらい説明で申しわけございません。

町内に団体があるのかということでございます。今、電算によりまして、それに該当する均等割等を検索したところ、厚岸町には財団として2団体がございます。名称等は省略させていただきます。

それから、この社団、財団に該当する代表的なものといまして、自治会が該当してきます。これは町税条例で定めております地縁等による規定によって団体に該当します。これは33団体ございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、報告第4号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第4号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の26ページでございます。

先にご審議いただきました報告第3号と同様、地方税法の一部を改正する法律が去る4月30日、法律第21号として公布されたところでございます。この地方税法の改正に伴い、公布の日から施行される改正部分について、厚岸町都市計画税条例においても速やかに改正を行い、施行することが必要となったところでございます。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日に専決処分をもって厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の27ページでございます。

総総専第4号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の28ページでございますが、改正内容の説明につきましては、先ほどと同様、お手元に配付の報告第4号説明資料によりまして説明をさせていただきます。資料をご参照願います。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う引用条項の整理でございます。この引用条項の整理につきましては、地方税法の改正により一部の特例措置の規定が廃止されたことによりまして、当該規定条項が削られ、引用条項番号の繰り上げ等の改正が行われたことによるものでございます。

まず、第2条第2項の改正は、旧法、いわゆる旧地方税法第349条の3第25項から第28項に規定されている日本電気検定所ほか3法人に係る課税標準特例措置を時限措置とすることとし、本則規定を廃止し、附則に規定することに伴い、当該関係する項が削られたことに伴う項番号の繰り上げによるものでございます。

なお、この日本電気検定所ほか3法人とは、日本電気計器検定所、日本消防検定協会、小型船舶検査機構、軽自動車検査協会のことでございます。

附則第12項の改正は、第2条第2項の改正内容でございます。日本電気検定所ほか3法人の特例措置の規定を当該附則に規定するものでございます。

なお、これらによる改正について、厚岸町における都市計画税条例の課税については影響はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案書28ページでございます。

附則でございます。第1項、この条例は公布の日から施行する。

第2項、この条例の規定による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、20年度以後の年度分の都市計画税に適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしてでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、報告第4号 専決処分事項の報告とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました報告第5号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書29ページでございます。

地方税法の一部を改正する法律が法律第21号として、また同法施行令の一部を改正する政令が政令第152号として、平成20年4月30日にそれぞれ公布されたところであり、このうち平成20年度分から適用される部分について、厚岸町国民健康保険税条例においても速やかに改正を行う必要が生じたところであります。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日の専決処分をもって厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に対し報告し、承認を求めるものであります。

議案書30ページであります。

総総専第5号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年4月30日。

今回の改正でございますけれども、本年4月より開始されました後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険税の課税につきまして、平成19年度までの課税区分に新たに後期高齢者支援分を加え、2区分から3区分とするほか、課税限度額の変更が主な内容であります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付させていただいております報告第5号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表1ページであります。

第2条、課税額であります。第1項では改正前の国民健康保険税は国民健康保険に要する基礎課税額と、被保険者のうち40歳から64歳までの方の介護納付金課税額の合算額でありましたが、改正後では本年度より開始された後期高齢者医療制度への若年層の負担分として、後期高齢者支援金等課税額が新たに加算される規定の改正であります。

第2項では、基礎課税額の限度額、いわゆる国民健康保険に要する所得割額並びに均等割額及び世帯別平等割額の合算額ですが、その限度額を現行56万円から47万円に引き下げ、3項では新たに後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の規定を加え、その所得割額と均等割額の合算額の限度額を12万円とするものです。

したがって、改正前の基礎課税額の限度額と改正後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を合算した限度額との比較におきましては、3万円の増となります。

第3条については、国民健康保険税の所得割額算定の料率を現行10.6%から8.5%に引き下げる内容です。

2ページ、第5条においては、国民健康保険税の被保険者均等割額を現行1人3万円から2万2,000円に引き下げる内容です。

第5条の2では、国民健康保険税の基礎課税額に係る世帯別平等割額の規定ですが、国保被保険者から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯に属する被保険者の世帯であって、他に国保の被保険者がいない世帯を特定世帯として、資格取得から5年間に限り世帯別平等割額を2分の1とする軽減を行う規定を追加するものであります。

国民健康保険税の世帯別平等割額、現行1世帯当たり4万2,000円を特定世帯以外は3万5,000円とし、特定世帯を1万7,500円とするものです。

改正後の第6条、第7条及び第7条の2につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の規定を新たに加える内容であります。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額のうち、所得割額の料率を2.1%とするものであり、第7条においては被保険者均等割額を1人当たり8,000円とし、第7条の2では世帯別平等割額を特定世帯以外を7,000円とし、特定世帯を3,500円と定めるものです。

これまでの説明につきましては、参考資料において補足説明させていただきたいと思っております。参考資料の1をごらんいただきたいと思います。

平成19年度の厚岸町国民健康保険税における基礎課税額と介護納付金課税額の2区分の合計でございますけれども、平成20年度以降におけます後期高齢者支援金等課税額が加わり3区分となりますが、その合計と所得割額の料率、均等割額、世帯別平等割額、それぞれ同じ額となる内容であります。

新旧対照表 3 ページにお戻りください。

改正前、第 6 条から 5 ページ第 18 条までにつきましては、一部文言の整理と新しい規定が加わったことによります一部引用規定番号の変更及び条番号をそれぞれ繰り下げる内容であります。

次に、5 ページでありますけれども、改正前の第 9 条は保険税の減額規定であります。改正後は、条番号を第 21 条とし、後期高齢者分の課税限度額及び 7 割、5 割、2 割軽減の規定を加える内容であります。減額後の基礎課税額の限度額においても、現行 56 万円から 47 万円に引き下げ、新たに減額後の後期高齢者支援金等課税限度額 12 万円を加えるものであります。

同条第 1 項第 1 号においては 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号においては 2 割軽減の規定でありますけれども、それぞれ軽減率における軽減する額については均等割額と世帯別平等割額を現行の基礎課税額分と介護納付金課税額の 2 区分から、新たに後期高齢者支援金等課税額分を加えた 3 区分に、それぞれ規定したものであります。

なお、この減額規定につきましても、参考資料 2 に軽減ごとの課税額の比較を示してありますので、ご説明させていただきます。

報告第 5 号参考資料 2 をごらんください。

この表でございますけれども、規定されている減額後の数字であります。平成 19 年度の 7 割、5 割、2 割、それぞれの軽減率におけます減額後の基礎課税額と介護納付金額の 2 区分の合計課税額ですが、平成 20 年度以降の後期高齢者支援金等課税額分を加えた 3 区分の合計額と同額となっております。

それでは、新旧対照表 8 ページにお戻りください。

改正前の第 19 条第 3 項の規定でございますが、改正前の 2 割軽減においては申請を必要とする規定でありましたけれども、職権適用し、申請を不要とするため、同項を削るものでございます。

改正前の 20 条につきましては、2 条繰り下げ、第 22 条とするものです。

改正前 21 条は、保険税の減免規定であります。条番号を第 23 条に繰り下げ、後期高齢者医療制度の開始に伴う被用者保険の旧被扶養者に対する減額規定を第 2 項として追加するものであります。内容は、減免期間を資格取得から 2 年間とし、該当者を規定したものでございます。

なお、減額の詳細につきましては、参考資料 3 ということで、厚岸町国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱要綱をごらんいただきたいと思います。

要綱 1 ページ、第 3 条でございますが、減免措置の内容であります。基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のうち、所得割額については免除することとし、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、減額賦課を含め 5 割軽減を規定してございます。

なお、改正後の条例 21 条に規定します減額賦課 5 割または 7 割軽減に該当する世帯などは、この減免規定には該当いたしません。

新旧対照表 9 ページにお戻りください。

第 5 条の 2 第 1 号で記載してありますが、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、なおその世帯に残る人を特定同一世帯所属者といいます。附則第 2 項では公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例に特定同一世帯所属者を追加する



とともに、引用規定の条番号の変更及び附則第3項から第6項までの削除に伴う文言の整理であります。

10ページからでございますけれども、平成18年度と平成19年度分における保険税の減額及び算定の特例規定であります。附則第3項から第6項までを削るものです。

11ページからは、附則第7項から第16項までを4項ずつ繰り下げるとともに、それぞれの課税の特例に特定同一世帯所属者を追加するとともに、引用規定の条番号を変更する内容であります。

議案書36ページになりますけれども、最後に附則でございます。施行期日ですが、公布の日から施行する内容であります。

第2項は、適用区分でございます。改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険税について適用し、平成19年度分までの保険税については、なお従前の例による規定であります。

以上、簡単、雑駁な説明でありましたけれども、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今の話を聞いていまして、後期高齢者医療制度の創設、そして変更、そういうものに基づいて、この国保についてもいろいろな影響が出ているということによる改正であるというふうに解釈してよろしゅうございますね。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） はい、そのとおりでございます。後期高齢者医療制度へ移った後、それから後期高齢者への支援金等、それらの規定をする内容でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それで、町長にお願いなんですけれども、この後期高齢者医療制度ができて、しかも町村、例えば厚岸町にその資料なり情報がくるのは、もう直前になってからきていますよね。そして、期限を区切って、ここまでやれと。しかも、今度それがいろいろと運用上やいろいろな問題でうまくないから、ここを直す、あそこを直すという話がまた飛び交っています。そういうものがまた出てくれば、またそういうようなことでもって、こういうふういろいろなところに波及して、担当者はもう大変な仕事をやっていかなければならないわけです。

そうすると、国保にせい、後期高齢者医療にせい、住民の健康を守るための目的にした、その制度のために担当者が健康を害してしまうんではないかということが非常に心配されます。全くいろいろ聞いていると、既にもう倒れている人がいるんではないかと、厚岸町ではないですよ。というような話が飛び交っているようです。

それで、ぜひ町村会や、そういうところで国のほうに対して現場の非常に輻湊した状態で事務を行わなければならないことに対して、きちんとした手当てをしてほしいというのを強く国のほうに言っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

全くそのとおりでございます。

今、報告第5号の専決処分になっているわけですが、これだけではないんです。特に、あみかの関係、これが大変でございます。その実態、十分に承知をいたしております。これからも、国のほうに速やかに報告をいただき、また事務事業量が増えないように、大変な消費、職員を削減する中で行っておりますので、この点大変な事業になっているということは事実でありますので、さらに強く国に対して要望してまいりたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第11、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容を説明させていただきます。

議案書の37ページをお開き願います。

この内容につきましては、さきの3月定例町議会におきまして、平成19年度厚岸町一般会計補正予算（8回目）において議決をいただきました繰越明許費につきまして、平成20年度へ繰り越しをしたものでございます。

本文でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成19年度厚岸

町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

38ページをお開き願います。

平成19年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

7款土木費、3項河川費、事業名、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業、翌年度繰越額として1億236万7,000円、その財源といたしまして未収入特定財源であります国庫支出金として1億236万5,000円、一般財源として2,000円を繰り越しとしたものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、報告第6号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

●議長（南谷議員） 日程第12、報告第7号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました報告第7号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんいただきたいと思っております。

厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われております。また、会計区分を8区分とし、公益会計区分を一般会計に包括した中で事務の簡素化、合理化を図ることとし、一般会計のみの1会計区分となっております。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開きください。

平成19年度事業報告書でございます。

次の2ページ目、3ページ目には総括説明がございます。内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括的には、新たな事業として介護予防普及啓発事業を受託し、高齢者に対する健康増進の推進としての社協事業の拡大を図ることができたとともに、介護福祉サービスにおいては当初計画を上回る事業実績を上げることができたことで、経営の安定化に努めることができました。

また、第3期地域福祉実践計画を継承し、発展させるという基本的考えに基づき、地域の人々の参加、協力を得ながら、第4期地域福祉実践計画の策定を推進し、今後5年間の社会福祉協議会の福祉推進の基礎づくりを行うことができた1年でありました。

法人運営事業では、ホームページの公表など、情報公開の幅を広め、健全な法人運営の確立を図る取り組みができました。福祉推進事業では、例年の事業に加え、社会福祉大会を開催することができ、ノーマライゼーションの普及推進を図ることができました。受託事業では、外出支援サービス事業などの町からの受託事業を着実に実施することができております。訪問介護事業と居宅介護支援事業では、各職員が担う任務の再点検を行い、これに対応する研修の実施、また介護支援専門員を4名体制にすることで、町民の多様な要望に迅速に対応できる体制づくりに努めることができました。

ボランティアセンター事業では、ボランティア活動の推進を図るため、依頼団体などへ職員を派遣することにより、ボランティアの養成などに努めることができました。

次の5ページから19ページにつきましては、平成19年度の各事業報告であります。事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。

初めに、法人運営事業の内容であります。

理事会、評議委員会などの開催の状況について記載し、6ページ中段からは部会の開催、7ページは当社協及び鉏路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容でございます。その下段には、会員と会費の状況、8ページには福祉団体等への助成内容と調査、広報事業として広報活動の内容が記載されております。

福祉推進事業の内容は、町地域ネットワーク事業として助け合いチーム事業の実施、9ページには地域福祉研修会の開催、ノーマライゼーション普及事業として第16回すこやか健康福祉運動会の実施と厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力、高齢者福祉推進事業としてふれあい会食会の実施の内容を、続きます10ページには共同募金協力事業として赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施の内容、さらには社会福祉推進事業として第9回厚岸町社会福祉大会の開催の内容の記載となっております。

次に、11ページからの受託事業は、いずれも町からの受託事業で外出支援サービス事業、老人福祉事業（福祉バス）、福祉相談事業として福祉相談所運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設、続く12ページには法律相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について、地域福祉ネットワーク事業としてボランティア情報誌の発行、ボランティア活動の相談、あっせん、ボランティア実践講座の開催、ボランティアコーディネーターの配置、さらに13ページにはハートコール事業の実施、災害救援ボランティア講座の開催、介護予防事業として元気いきいき教室の実施内容の記載となっております。

次に、14ページからの大きな区分の訪問介護事業としましては、訪問介護事業について、その事業内容説明と利用状況となっており、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は前年比10.2%増の1,614人となったところであります。

それから、15ページでは職員研修の実施の内容、障害福祉サービス事業の内容、利用状況、16ページの介護員養成研修事業の実施内容であります。

中段から、介護保険の適用者に対する指定居宅介護支援事業の内容ですが、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内訳で、利用者の合計は前年比1.1%の減、1,298人となっております。

17ページのボランティアセンター運営事業の内容では、ボランティアセンター運営委員会の開催、福祉教育・ボランティア普及活動学校助成事業、中高校生福祉体験学習事業、ちょっとボランティア「ちょボラの日」の実施内容、次の18ページには各種関係機関への協力として、学校など学習における講師派遣の内容を記載しております。

次に、福祉センター運営事業では、センター各会議室等の利用状況などの内容が記載されています。

最後、資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、21ページからは平成19年度決算報告書であります。

23ページをお開き願います。平成19年度一般会計収支予算（資金収支計算書）総括表です。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経営活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の3つの区分でお金の動きを把握するようになってございます。

經常活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、經常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

なお、24ページから29ページが予算のそれぞれの内訳表となっております。

30ページから35ページが、さらにその決算内訳となっております。事業ごとの収支は、それぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について一般会計全体にわたる収入支出の内容がわかりやすいように、社協独自の様式で作成されているものでございます。

30ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。決算の内訳となります。一般会計の右隣、法人運営事業では厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。収入の主なものは、町からの補助金2,689万円であり、支出の主なものは人件費となっております。

続いて、福祉推進事業で内訳として、町地域ネットワーク事業、ノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、社会福祉推進事業で事業の受託事業は厚岸町からの受託事業、外出支援サービス事業、老人福祉事業、福祉相談事業、生活管理指導員派遣事業となっております。

33ページの地域福祉ネットワーク事業、介護予防事業の内訳となっております。

次の訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とするものと、障害者自立支援法における給付費制度における障害福祉サービス事業で、居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、福祉センター運営事業と続き、資金貸付事業として低所得者資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業まで8つの事業区分にまとめ、その内容を記載してございます。

23ページにお戻りください。

一般会計収支予算資金収支計算書ですが、決算額はB欄となります。一般会計全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載しています。当期資金収支差額合計は280万835円となっております。前期繰り越しに相当する前期期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は1,616万2,668円となった内容です。

なお、摘要欄に米印と1から19までの数字が記されているものにつきましては、36ページから38ページで、その概要について記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。内容説明は省略させていただきます。

次に、39ページをお開きください。

一般会計事業活動収支計算書、総括表で、損益計算書に相当するものです。40ページから45ページまでの事業ごとの内訳を集計した内容となっております。決算額はA欄となりますが、事業活動収支差額(3) = (1) - (2)の欄で、△231万3,332円となっております。これは赤字決算となりますが、3行上の減価償却費が前年度342万5,261円となっております。この内訳の中には会計処理の変更に伴って、既に前年度までに償却が完了している資産についても、今現在まだ使用している実態があるものにつきましては、これまでは購入価格の10%が残存価格となっておりますが、これをさらに1円まで償却できる制度変更がなされました。そこで、社協内におきましても、同様の処理を行う必要から、経理規定第45条、減価償却の方法についての規定の改正を経て、該当する資産について一時的な償却を行ったところであります。これにより、例年における減価償却費に、さらに件数で43件、金額で279万6,512円の費用の増加となったため、本年度は赤字の計上となったところであります。

なお、この制度変更に伴う償却がなかった場合では、この一時的な償却が279万6,512円が赤字の231万3,332円から差し引かれ、差額48万3,180円が黒字計上となっていたことを説明につけ加えさせていただきます。

なお、表の摘要欄に米印と20から42までの数字が付されているものにつきましては、46、47ページにその概要説明が記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。ここでの説明は省略させていただきます。

次に、48ページは平成20年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。

まず、左側、資産の部、一番下の欄の資産の部、合計8億8,886万323円につきましては、右側、負債の部、合計1億6,536万3,129円に純資産の部合計7億2,349万7,194円を加えた額が最下段の負債及び純資産の部合計欄8億8,886万323円の貸借同額で一致するものであります。

なお、先ほどの23ページの収支予算資金収支計算書の当期末支払資金残高1,616万2,668円につきましては、流動資産2,394万2,407円から流動負債777万9,739円を差し引いた額と

一致する内容となっております。

また、右側の純資産の部、下から5行目、次期繰越活動収支差額3億6,493万605円につきましては、39ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、49、50ページは財産目録となっております。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

51ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告でございます。平成20年5月16日に会計及び労務内容並びに事務遂行状況について監査を受けた報告内容となっております。

次に、53ページからは平成20年度の事業計画書でございます。

55ページ、事業方針及び今年度の重点推進目標として4項目が記載されております。1として、社協組織の充実、強化と財政基盤の確立。2として地域に密着した総合的福祉サービスの確立、推進。3として介護保険サービスの安定供給体制の確立。4としてボランティアセンターの充実、強化と住民参加の促進でございます。

次の56ページから58ページに事業実施計画としまして具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

59ページからは資金収支予算書で、61ページは一般会計資金収支予算総括表でございます。

62ページをお開き願います。ここから66ページまでは、平成20年度の一般会計資金収支予算総括一覧表となっております。

次に、68ページをお開き願います。

経理区分、法人運営事業から81ページの経理区分、資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。これが内訳になります。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

61ページにお戻り願います。

平成20年度の一般会計資金収支予算総括表ですが、すべての事業の合計が記載されております。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段から3行目の当期資金収支差額合計38万6,000円となっており、前年度当期の予算額と比較いたしますと106万7,000円の減少となっております。

最後に、最終ページの82ページでございます。社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は平成21年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第7号につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

9番、菊池議員。

●菊池議員 ここで、訪問介護事業と居宅介護支援事業についてお伺いいたします。

14ページと16ページ、それぞれ利用状況が載っております。要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5、これは利用された人数が載ってお

りますが、実数ですね、どれだけの人がいて、どの程度利用されているかを確認したいんですが、教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 答弁調整のため、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 時間をお取りいただきまして、大変申しわけございません。  
訪問介護事業につきましては、利用状況1,614件でございましたが、そのうち実質的な人数につきましては134人になってございます。  
それから、居宅介護支援事業につきましては、利用状況1,298件でございますが、利用人数につきましては108人でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。  
これをもって、報告済みといたします。  
ここで、報告第8号について字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。  
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 恐れ入ります。議案とは別の別冊になっております報告第8号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書でございますが、これの一番最後のページ、18ページでございます。そこの一番上の行のタイトルでございませけれども、平成20年度部門別収支予算書となっておりますけれども、この「予算書」の部分を「計画書」に改めていただきたいと存じます。予算を計画に改めていただきたいと思っております。お手数をおかけして申しわけございません、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 日程第13、報告第8号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） ただいま上程いただきました報告第8号 株式会社



厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容の説明をいたします。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでありますが、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明いたしますので、こちらをごらん願いたいと存じます。

まず、1ページでございます。

第15期の営業報告書で、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業期間に関するものであります。

次のページをお開きください。

総括事項であります、この内容を読み上げさせていただきます。

昨年、管内に位置する釧路湿原が国立公園に指定され、20周年の節目の年を迎え、関係機関等による各種イベントが開催されるなど、道東地区においては観光誘客の波紋効果が期待されましたが、その効果は大きくはあられず、地域の観光産業は依然として大変厳しい年となりました。

また、昨年度のノロウイルスによる風評被害がもたらした「カキ離れ」も大きく影響し、当施設のメイン施設である炭焼き炙屋は、一般客のみならず、団体客の入り等も大きく減少し、前年対比41.9%、1,923名減となり、部門売り上げ落とし込みの大きな要因となってしまいました。

一方、道の駅弁を柱に事業を展開したレストラン部門の売上高は5,691万7,000円、前年比106.9%、366万1,000円の増額となり、テイクアウトによる道の駅弁の販売個数は3,200食を上回るなど、今後の新しい提案要素を構築することができました。さらには、逆風の中、地元特産品の販路の拡大を目指し、厚岸物産販売を全国にて展開し、1,604万8,000円、前年比156.1%、576万6,000円の増額実績で、低迷する元売りベースの底上げを図る大きな要素にもなり、年間の売上高においては2億2,178万6,000円、前年比101.5%、317万1,000円の増額となりました。

リクルート北海道「じゃらん」が毎年とり行う道の駅満足度調査では、過去の実績にない高い評価を受け、2008道の駅満足度ランキングでは、全道100駅中第3位に輝くなど、活気に満ちあふれた大変話題の多い施設となりました。

また、釧路町、厚岸町、浜中町による3町広域観光の連携事業においても、各旅行会社及び関係機関に対し積極的なアプローチを展開し、次年度以降の拡大した誘客を受け入れる基盤づくりにも取り組みました。

以上が総括事項であります。

次に、総務事項であります、内容は記載のとおりでございます。特に、つけ足すことはございませんので、説明省略をさせていただきたいと存じます。

続いて、4ページでございます。

月別入館者状況であります、月別入館者の推移は記載のとおりであります。年度間の合計数では、一般入館者が20万1,843人、旅行会社関係の入館者が3,753人で、合わせて20万5,596人の入館者総数ですが、前年度の比較では99.25%になっているところでございます。

次に、5ページからの決算報告であります、事業期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までであります。

6 ページをお開き願います。

貸借対照表であります。資産の部では流動資産が4,805万6,487円で、これは前年度の比較において10.6%の減となっております。また、固定資産につきましては366万8,627円で、前年度対比17.9%減少し、資産合計につきましては5,172万5,114円で、前年度対比においては11.2%減となっています。

負債の部では、流動負債が1,164万3,064円で、前年度対比9.3%増加しております。固定負債はございません。

純資産の部では、株主資本の額が4,008万2,050円であり、前年度対比では15.8%減となっております。利益剰余金がマイナスの2,491万7,950円となり、前年度対比ではマイナス額が43.2%増加している状況でございます。

次に、7 ページの財産目録でございますが、内容記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

8 ページをごらん願いたいと存じます。

損益計算書であります。売上高につきましては2億2,178万6,859円で、前年度対比では1.5%の売り上げ増となっておりますが、対する売上原価は1億1,867万4,305円で、これは前年度の対比で3%の増であり、売り上げ総利益においては1億311万2,554円で、これは前年度対比0.3%の減少となるものでございます。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億1,257万28円で、次の9 ページにその内訳を示しておりますが、前年度対比では1.7%の増になっており、この結果、営業損失が945万7,474円となり、前年度の営業損失を29.6%上回っている状況でございます。

また、これに営業外利益を加えましても730万4,740円の経常損失となり、法人税等を加えました当期純損失は751万9,740円となったものであり、対前年度の純損失を16.7%上回る結果となっております。この損失処理につきましては、13ページにお示ししておりますが、前年度末までの損失と合わせ、次期繰越損失として処理されてございます。

戻りまして10ページでございます。株主資本等の変動計算書でございます。当期純損失の751万9,740円により、株主資本及び純資産合計の当期末現在高は4,008万2,050円になっているものでございます。

11ページにつきましては、個別注記表であります。内容記載のとおりでございます。

12ページは監査報告書でございます。

13ページ飛びまして、14ページでございます。部門別の収支決算書であります。一番下の行には利益の額が記載されておりますが、これを前年度と対比いたしますと、総務費の経費は4.7%減少でございます。また、レストランでは前年度を25.2%上回っている状況でございます。

一方、魚介市場では34.6%の減、喫茶で23.8%の減、展示販売では7.3%の減、それぞれ前年度の利益を下回る結果となっております。内容については記載のとおりでございます。

次に、15ページからの平成20年度の営業活動計画についてでございます。

16ページの営業概要では、北京オリンピックの開催、あるいは世界的な天変地異、高騰し続ける原油価格や少子・高齢化などといった現代の社会問題のあおりを受け、観光

産業を取り巻く環境は依然として厳しいけれども、そのような中で北海道観光連盟の組織変更による機能強化、あるいは洞爺湖サミット開催による北海道観光の起爆剤的效果が期待されており、誘客に向けた積極的な宣伝活動を行うという内容のものとなっております。

また、釧路根室管内の道の駅との連携、山形県村山市の「道の駅・むらやま」及び恵庭市の「花ロードえにわ」との道の駅物産交流を行おうとしており、さらに食の安心・安全の求めに対応するため、各種講習会や研修会等への積極的参加を図るとともに、社員個々の意識改革等による一層のサービス向上を目指すとさせていただきます。

次の営業部門対策についてでありますけれども、1の総務部門では、今年度の組織強化を目標にいたしまして、各部門に主任を配置するなどの組織強化、さらには職員間のモチベーションの底上げを図るとしております。観光案内所では、インターネット活用など総合観光サービスの充実を目指しまして、北海道観光マスター資格の取得に努めるほか、新しい観光メニューの検討を進め、団体客誘致に向けた営業活動を強化するとさせていただきます。

2の料飲部のレストラン部門でございます。昨年度取り組みました道の駅弁、あるいは釜飯の販売促進と地元の食材に着眼した新規メニューの開発とともに、近年の仕入れ原価の高騰などに応じた適切な価格の調整による利益の確保を図るとしておりまして、さらに冬期の営業対策として各種宴会の企画や販売に取り組み、より一層の集客を目指すとしてさせていただきます。

また、食の安心・安全をテーマに置いたメニュー構成を構築するとさせていただきます。

3の生鮮部、魚介市場、炙屋部門でございますが、カキに対する風評被害も落ち着き、客の入り込み等、売り上げは回復傾向にあり、今後においても今までの部門企画を遂行して、魅力のある食体験コーナーを目指すとしてさせていただきます。また、近年激減している団体客の確保に当たっては、地元で生産される食材の魅力について情報の発信を強化し、従来の入り込みまで回復することを目指すとともに、より一層の接客教育を遂行するという内容となっております。

4の販売部、展示販売コーナーの部門でございますが、これまで同様に販売データの集積により、Aランク商品の販売拡大等、独自に企画開発して、委託製造されるPB商品と言われるものの開発、販売を目指すとともに、他の道の駅との物産交流も積極的に行い、また売り上げと利益のバランスの管理をしっかりと行うとしてさせていただきます。

5の販売部、喫茶コーナーの部門でございます。デザートの新規開発を継続して行うとともに、各商品に対し、付加価値をつけた販売やカラオケルームの利用度を高める営業活動に努めるとしてさせていただきます。

次に、18ページでございます。

この18ページは、平成20年度における部門別収支計画書でございます。この計画書の作成に当たりまして、本年度については過去数年来の実績を踏まえた売上高をもとに置き、売上原価を抑えるとともに、できるだけ経費の圧縮を図る内容で積算してさせていただきますが、一方で燃料油の高騰に加え、設備の修繕費やメンテナンス料の増加が見込まれるため、これらの状況をもとに、より現実に近い見通しを立てたものでございます。結果、478万7,000円の単年度損失額を計上して示さざるを得ない計画となっております。収支計

画につきましては、これまで単年度黒字を見込める収支バランスを考慮した目標額を計上しており、いわゆる赤字計画で示されたことはありませんでしたが、過去4年間の状況から見ると、この計画数字が現実に達成できない状況が続いております。このため、さきの会社取締役会において、過度の売り上げ利益や経費削減を見込んだ計画ではなく、赤字計画であっても、実態に即した計画内容を示して、会社経営の現状を明らかにすべきであるとの意見要約がされたことに基づくものでございます。内容は記載のとおりでございます。

以上、経営状況説明の内容をかいつまんでご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） 報告第8号の質疑につきましては、昼食後、質疑に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

これより株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についての質疑を行います。

4番、高橋議員。

- 高橋議員 ここで、まずお伺いをしたいのは、厚岸味覚ターミナルのコンキリエですか、この関係で、まず社長である町長のほうからお伺いをしたい。経営活動計画の中で、当初からこういった幾ら幾ら赤字になりますよという事業の経営の仕方、さらには道内に100余りの道の駅はあるんだけど、赤字でないところが何か所あるのか。そして、この従業員たちには、こういった経営に対する教育がなされているのか、こういったものが徹底しなければ、この赤字の解消には僕はつながらないと思うんですが、町長からの答弁をいただきたいと。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） このたびの報告に対しましての質問であります。赤字計画という結果でございます。ご案内のとおり、平成19年も751万円という赤字決算ということになったわけでありまして。

ご案内のとおり、このコンキリエは平成6年にできたわけでありまして。今日まで14年

を迎えました。その経営状況は、ご案内のとおり大変年々厳しい状況でありまして、その中で平成13年まで冬期支援対策として、さらにはまた累積欠損の赤字解消のための一般会計からの支援策というものを講じてまいりました。

その後、若干経営も上向きになり、当期支援対策も中止をさせていただきました。しかしながら、残念なことにここ三、四年、連続の赤字状態でございます。

そういうことを考えますと、ご案内のとおり年々の計画につきましては、最善の努力をしながら経営を黒字化するという計画書になっておりましたが、先ほどの総括の中でお話をいたしましたとおり、今日の経営状況はさらに厳しい一途をたどるであろう、そういう予測せざるを得ない経営状況にあります。

そこで、現実合った経営計画というものを立てるべきであると。しかし、赤字を幾らかでも解消しなければならない。経営努力というものが最も大事なことであり、このたびそういう経営指針を持って計画書を考えておるわけでありまして。

さらには、また道の駅、現在、北海道には104ございます。このうちの経営状況がどうなっているのかということではありますが、申しわけありませんけれども、その実態については承知をしておりませんことをご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょっと答弁漏れがあったようであります。というのは、社員の教育の関係であります。また、経営の努力のあり方であります。

まず、社員にとっては、この経営の人件費というものが一番大きいわけでありまして。そういう意味において、現在は12人の常勤、3人の臨時職員という関係の中で人件費を節約しながら努力をさせていただいております。支配人以下、今日の厳しい経営状況にあって、催事、さらにはまた顧客に対するサービス等々、その最善の経営状況の厳しさを知りながら、皆さん方が熱心に顧客に対しての努力をいたしておる姿は、私といたしましても敬服をいたしておりますし、さらにはまた経営をどのような方向に持っていくかということは、先ほどの20年度の方針で申し上げたとおりであります。コンキリエ内部のサービスはもちろんのことでありますが、催事場などへ行って厚岸物産をPRするのはもちろんでありますが、それを大きな経営のプラスにしていくという実態の経営の新しい方向というものも位置づけておるわけでございます。

また、釧路管内における道の駅との連携も図りながら、それぞれの相乗効果も考えていきたい、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 町長からご説明があったとおりでらうと思っておりますけれども、私はここで疑問に思うのは、第三セクターだからこそ、こういった事業計画がなされると思うんです。これ仮に個人で、例えばこういった仕事をし、あるいは会社を起こして経営した場合には、赤字決算になるような事業計画書を添付しても、銀行はお金貸しません、経営できません。だから、町長が問題は事業に取り組む姿勢について、なぜこんな赤字を見込ん

だ数字を上げなければならないんだと。少なくとも、僕はやはりもうちょっと前向きに努力目標を掲げた上で、もっともっと削減して、何とか数字が合うような計画書を立てていただければ大変ありがたいなと、こう思ったところであります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 質問者の言うとおりでございます。このことにつきましては、先ほどの報告の中で課長からお話いたしましたけれども、果たして20年度の営業活動計画について赤字というものはいかなものであろうかという、これは取締役会の大きな議論となりました。1時間くらいかけて議論をさせていただきました。

しかしながら、結果的に現況を見るに、実態に合った計画書を出しながら、さらに経営の健全化を目指して頑張っていこうじゃないかという中で、このようなことになっておりますことをご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、町長が提案の最初の答弁の中にあつたように、ここ3年こういう数字を、2,500万の赤字を生じてきたと。この約2,500万が多いのか少ないのかということになるんだろうと思うんですが、町長はまず1つに、これからの諸情勢を考えたときに、この2,500万というのは重たいものか、あるいはいつでもどうにでもなるというお考えなのか、あるいは過去にそういった赤字を処理してきた経緯と同じ轍を踏もうとしているのか、その辺の経営者としての、いわゆる社長としての判断が私どもではきちんとお聞きしておきたいなということと、それから、今回こういう形で当初、そういう赤字を見込んだ実態というか、現実には即したやり方というのは、これは第三セクター、いわゆる株主さん、あるいはその方々の味覚を経営する立場でいけば、町が1枚大きく絡んでいるわけですから、議会含めて町の姿勢が逆に見られているのではないかと、町民からというか、その株主含めて。その行政上の観点から見ると、私はこの提起の仕方はいかなものなのかなという思いがあるんですが、しかしながら今、町長言われたように、この厳しい状況を見るときには、やはり現実として赤字であっても、そういう努力の姿を見せるということが最善のベースなのかなというふうに私は思うんですが、その点についていかなものかなという、町長の考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

以上、2点です。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

第三セクターであろうと、やはり経営感覚を持ちながら、利潤を追及していかなければならない会社組織でございます。そういう意味では、赤字を出すということは、なっ

てはならないこととございます。これは当然のことなんです。

しかしながら、残念なことに赤字決算を出さねばならぬという実態、これまた残念なこととあります。

しかしながら、これからも経営の安定に向けて、健全に向けて、それぞれ工夫を凝らしながら努力をしていかなければならない、これは社長としても当然のこととあり、社員一体となって、この苦難を乗り越えていきたい、そのようにも考えるわけとあります。

また、赤字計画のお話とございますが、先ほど高橋議員に答弁をさせていただいております。安易な中で厚岸町の株が半分あり、その結果、町長が社長になっているんだというような中での経営は絶対いたしておりません。また、社員はそういう気持ちを持って、社員としての仕事をしていくとするならば、してはならないこととございます。

そういう意味で、今回の計画につきましては、どうかその実態に合った計画であるということについてご理解をいただければと思うわけとあります。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 くどいようですが、そのやり方というか、手法、それが結果として赤字を見込んだ方針であるということ、それは認めます。

しかしながら、赤字を認めるということになれば、議会がそれを承認するということになれば、経営側としてはその責任は議会にもあるというふうに見るわけです。

そういった観点では、これは若狭個人の会社でありませぬし、第三セクターという町主体的な会社であるわけですから、当然こうして議会にも報告されているわけですから、議会も経営上の一翼を担うような判断、最終的にはそういう責任は持たされるというか、持つわけとありますから、そういった意味では町長である社長が、その決断というのは非常に重いものがあるというふうに思うんです。その経営方針は、やはり町民がかたずをのんで見守っているんだらうと思うんですが、今回のように最初から赤字、そうすると4年続けて、その先は実際どうなるんだらうというのが本当は知りたいところなんです。

ですから、先ほど当初申し上げたように、この2,500万の赤字というのは、これがいいと思うのかというか、これはまだ許される範疇だと思うのか、この程度のことは幾らでも処理ができると思っていらっしゃるのか。私ども町民からしてみれば、非常に興味を持つというか、味覚の今日の状況を見たときに、そこに視点が当たるだらうと私は思うんですが、その辺のお考えをいま一度お示しいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

2,490万といたしますのは、当期末処理損失、すなわち繰越欠損金でありますのでご理解いただきたいと思います。

ただ、今回の計画書においては、470万ということとございますので、そういうことで

よろしくお願ひしたいと思いますが、今回これは議事に報告をして、我々としてはこれ以上の最善の努力をしながら、幾らかでも赤字を解消すべき責任がある、そのように考えています。

ですから、既に2カ月、年度を過ぎたわけでありましたが、これからの経営状況に対しまして、社員挙げて最善の努力をさせていただき、赤字を幾らかでも解消に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 繰り越し、これは私も知っています2,490万、約2,500万、そして20年度が400万何がし、トータル的には3,000万に上ってくるんだらうと、今期末終われば。その金額が黒字であれば、町民の皆さん何も言わないと思いますよ。いわば、この赤字の部分をどこかから、どういう形なのか、補っていかなければいけないわけですよ。今期末終われば3,000万になるのか、あるいはそれが逆に2,000万に縮まるのかどうかわかりませんが、それは先ほど町長が強く強調している、今期一生懸命努力してと、幾らでもと、それは当然だと私どもも思います。

しかしながら、この3年間、そしてこれからの観光状況というか、そういったいろいろなものを見ても、ガソリン等の高騰によって遠出というか、そういう観光の入り込みは悲観的にされている中で、この2,000万何がしの赤字という部分を今のうちに、多いのか少ないのかというのか、このままずるずると何年も重ねてやっていこうとするのか、恐らく取締役会で今言われたようにかなりの分かれ目というか、議論の集中になったというお話になってはいますが、私どもも今の状況から見て、このまま続くと開店以来というか、開設当初のそういった二の舞を踏むようなことになるのではないのかなというふうに懸念するものですから、しかしながらそれは経営者の思考というか判断というか、ひとつそこに大きなものを求められていると思いますので、その判断を再度お尋ねしたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 簡単にいいますと、累積赤字ということになるらうかと思いますが、そういう面につきましても、また過去のお話ししてあれですけども、平成8年は7,400万ほど、ご承知のことと思いますが、赤字がございました。

しかしながら、それぞれの中での対応の中で、何とか乗り切ってきておるわけですが、それが今日約2,500万になっているという現実でございます。

私といたしましては、やはり経営上からいっても、また社長という立場と同時に、町長であります。そういう立場での責任がそれぞれあるわけでありまして、コンキリエの運営についても私は社長として、これからも赤字解消のために最善の努力をさせていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますと同時に、ご案内のとおり連結決算の時代を迎えました。現行では、コンキリエの経営については対象になりませんが、将来を考えますと第三セクターのコンキリエも対象になるようなことがあ



ったならば、大変な事態にもなります。そういうことも踏まえながら、これからの経営に最善の努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この赤字の問題が今議論をされておりますけれども、経営の赤字の問題も非常に大事な問題でありますけれども、コンキリエが果たしている役割、これについてやはりもう少し内容がどうなっているのかということでお尋ねしたいんですが、この目的は厚岸町の地場産品の販路の拡大といたしますか、それをもっともっと伸ばそうと。あるいは町内に観光客を誘導する、そのための施設というふうに考えているんですけれども、現在といたしますか、節目節目でいいんですけれども、このコンキリエが果たした波及効果、これはどういうふうに評価されているのか、これが非常に大事な問題ではないのかなど。経営の問題も大事ですけれども、波及効果がどうなっているのか、厚岸町にとってこの施設があることによって、いろいろないい効果が出ているのか出ていないのか、その点についてはどういう理解をしているのかなというふうに思います。

それから、コンキリエが発足する当時から、第三セクターを発足させる段階から、厚岸の地場産品、あるいはそういうものを生かしたものをレストランなんかで販売をするというようなことになっていきますよね。依然として、めん類等はこの施設では扱いを何もされていないわけですけれども、これらについてやはり一定程度見直す時期にもきているのではないかなど。それで、このコンキリエ自体は、言ってみれば第三セクターですけれども、町民の財産でもあると思うんですよ。そうであれば、町民全体がどういふふうにこのコンキリエに対して考えているのか、あるいは町内の業者がどのような考えを持っているのかということも伺ってみる必要があるのではないかなというふうに思うんです。

それで私、たまたまこのたび山形のほうに行って、村山の道の駅も寄らせていただいたんですけれども、あそこはソバの産地ですから、そばの有名な店というのがちゃんとガイドブックでも何でも載っていますよね。だけれども、それにもかかわらず、あそこはそばも、ファミレスみたいなスタイルであそこはやっているようなんですけれども、自動券売機でね。そうすると、あそこの名産の板ソバがちゃんとメニューの中に入っているんです。そうであれば、やはり厚岸もその辺も十分検討してみる必要があるのではないかなというふうに考えます。そのやり方は、コンキリエがやるのか、あるいは例えばテナント方式でやるのか、常設も含めて考えていかなければならないのではないかなというふうに考えますが、その辺はどう考えているかお尋ねをいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3点にわたるご質問かと思えます。

まず、第1点の今日までのコンキリエの厚岸町に果たした役割、または効果どうだったのかということでありませう。先ほどお話いたしましたとおり、平成6年4月にオーブ

ンをいたしまして14年迎えたところでございます。この間、厚岸町の観光の中核拠点施設として、地場産業の活性化に資するとともに、食文化の発信基地として重要な役割を果たしてきたと、そういう認識をいたしております。

特に、厚岸町のカキがこれだけ全国的にブランドになったということは、コンキリエの役割が決めて大きかったと、私はそう思っております。それと同時に、来た方々の厚岸町に対するイメージ、コンキリエの役割が大きかったと思います。そのあらわれが先ほどの総括でもお話いたしましたけれども、2008年道の駅満足度ランキングでは第3位になったという事実でもおわかりではなかろうかと思うわけであります。

さらに、これから魅力ある、お客に愛されるコンキリエとしていかなければならないと、そのように考えます。

2点目のメニューの関係であります。コンキリエでは、当初できたときに既存の飲食店に影響を与えないようにということで、湖北地区の飲食店からめん類等はコンキリエではつくってはならないという請願が議会に上がり、採択をいたしましたことはご承知のとおりと思っております。そういう中で、一昨年、もうそろそろこのことについては理解を求めなければならぬということで、湖北の飲食店の方々とご相談をいたしましたところでございます。

しかしながら、理解されなかったという事実がございます。しかしながら、やはりメニューというのは顧客を呼ぶ大事なものであります。この問題についても、さらにこれから取り組んでいかなければならない、そのように考えるわけであります。

3つ目は、山形の道の駅とコンキリエと比べた中で、もっとコンキリエの相乗効果なり、波及効果ある施設としてのあり方を考えたらどうかということかと思っておりますが、私もそのように考えます。

実は、道の駅といえども、残念なことにコンキリエは国道から若干離れているんです。道の駅といいますと、大半が本当に道路のわきにあるんです。ですから、気楽に顧客がいろいろな面で利用しているということであります。そういう面を考えますと、コンキリエの状況は厳しいものがあるなと私なりに考えざるを得ないわけでありますが、しかしながら私はコンキリエのあの場所における施設だけでは、なかなか経営は厳しいものがある。そのための相乗効果を考えた施設等も、るる考えていくべきことではなかろうかと、そのように今質問を受け、考えたわけでありまして、私といたしましては谷口議員と同様の考えを持っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 できれば、相乗効果について金額等でちょっと示していただきたかったんですけども、それは無理でしょうか。やはり実態がなければ、なかなか町民も理解してもらえないのではないのかなというふうに私は思うんですよ。ちょっと2回目で、立ってしまいましたので、済みません。

それで、できればその辺を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどから質疑にされておりますけれども、この赤字解消のめど、これはどの辺に置くのかということ、あるいは上限はどこかということも、社会情勢がどんどん

変わりますから大変ですけれども、先ほど10何年度でしたっけ、町長が言われたのは、7,000万も8,000万もなってから資本金を超えてしまったような状況になっては困ると思うんですよ。

ですから、その辺は十分配慮した計画も示していただきたいなというふうに私は思います。

それで、めん類等の販売については、なかなか理解が得られないというお話ですけれども、例えば業者の方々にかわるがわる一定程度のスペースを提供して、そこで販売をするなんていうことはできないものなのかどうなのか。例えば、弟子屈で産業祭りか何かやっておりましたけれども、そこではそば屋さんが実演販売とかやっていますよね、そういうことを考えればある程度のことは、簡易なスペースできちんと一定の清潔な状況がきちんと保健所が認めるような対応ができれば、そういうことも可能になってくるんじゃないのかなというふうに私は思うんですけれども、そういうことが業者の方々にも努力をしていただいてお願いをするなんていうようなことができないものなのかというふうに私は思うんですよ。

ですから、業者の方々に理解が得られない原因は、ただ自分のお店にお客が来ないことに対する問題なのか、を問題にしているのか、そうではなくて、そういうことをやることによって、ここの店はこういうのをつくって自分の店でやっているんだから、ここでやっていないときはそっちへ行こうというようにすることも行く行くは考えられるのではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうなのか。

それと、もう一つは、なかなか厚岸の場合、イベント等がやられても数が限りありまして、一定の期間内でやると。そうであれば、やはりああいう施設がせっかくあるんですから、そういうものも有効に利用したイベント企画というか、コンキリエと何かの団体が一緒になった企画をあの店で、あるいはあの施設の場内といいますか、そういうものを利用したイベント等が開催できないのかどうなのか、そういうことも考えていくべきではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思います。

コンキリエが与えた厚岸町における経済効果といいたいまいしょうか、どのくらいかということについては、ここでは数字でどうだということとはつかんでおりませんし、ただ言えますことはコンキリエで売っています地場産品、ご承知のことと思いますが、お店がございまして。その純売り上げは約8,300万でございます。大変な数字に相なっておるわけでありまして。

さらには、当然私は厚岸町の知名度が高まっていると思っています。私もあちこちへ行く中で、厚岸町というのはコンキリエありますねということも耳にいたしますし、またそれを目指して厚岸においでになる方も多くあるわけでありまして、何といいたしても集客が20万人です。厚岸町で20万人集めるところといたら、年間大変なことであります。それだけの効果が出ています。

それと、あとは先ほどお話しいたしましたけれども、カキのブランド化、これも数字

でいいますと、大きなものになるのではなかろうかというように考えております。

それと、続きまして、イベント等の連携であります。ご案内のとおり厚岸町のいろいろなイベントについては、コンキリエも積極的に参画し、連携をとっておるわけであり。また、独自の事業として、別寒辺牛川のカヌー、さらにはアザラシウォッチ等々も行っておるわけであり。

そういうことで、我々といたしましては、今ご指摘いただきました課題、よくまた研究させていただいて、より売り上げを伸ばす方法がないものか、考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 通常、従業員に対する従業員価格というんですか、従業員に対する値引きというのがあるんですけども、コンキリエはそういうのは手法として取り入れてやっているのかどうなのか、まずその辺を聞きたいと思います。

それから、コンキリエが赤字であっても、町全体の相乗効果とか、波及効果があればいいという考えも僕は持っています、個人的に。それは今、町長がする説明があったとおりではないのかなというふうに思います。ただ、町民に対しての19年度の赤字の740万が妥当なのか妥当でないのかという数字の上で、こういう波及効果があるからこそ町民に対して大きな数字ではないんだという安心させてあげられるような、そういう説明ができれば、町民からああのこうのというような批判が出てこなくなるのではないのかなというふうに1つは思っています。

その上で、8月の月には約3,700人くらいの来館者がある。このうちの来た方々、8月、またカキのイベント、花見のイベントのときに、どこどこを回ってコンキリエに来たのか、またコンキリエに来てどこに今度は流れるのかというようなアンケートを、もしできればこの相乗効果の計算方法というのをするには、計算方法の1つとして取り入れることができるのではないかなと。また、1人の観光客がどの程度のお金を使ったのかということまでは非常に難しいと思いますけれども、やはり来館者によっての出入りによって町内をどのように回ってきたのかということによっては、相乗効果の数字を出せる1つの要因としては、調べる調査の1つの要因としてはできるのではないかなというふうに思います。その部分で、何らかの形で来た方に、今回コンキリエに来た理由とでも申しましょか、そして今回の町内のイベントに対してどのような買い物をしましたか、何円使いましたかというまでは難しいかもしれないけれども、どのようなものを買いましたかというような内容のものを書いたアンケートをちょっとしてみたらどうなのかなというふうに思います。その2つについてお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

2点の質問でございましたが、値引きについては担当課長から答弁させますが、ただ

いまお話ありましたとおり観光客なり、お客の意識調査、やはりこれは大事なことだと思います。何といても、お客がどういう嗜好を持って、またどういう趣味を持って厚岸に来ているのか、これは観光とも大きくつながる問題かと思いますが、コンキリエの運営についても、やはりこれだけのいろいろな調査をしていかないと、何といたしてもお客が来やすい施設にしませんといけないわけでありますので、そういう意味では意識調査というのは大事なことだと思っています。

また、コンキリエの窓口に観光案内所がございます。そういうところも利用しながら、今の質問に対して我々も十分に研究していただいて考えてもらわなければだめだろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 従業員割引という制度があって、どの程度の割引がされているのかということでございます。ただいま確認をとりました。やはりほかの企業と同じような形の中で割引制度をとっております。展示で10%、喫茶で5%、レストラン炙屋については20%という状況に相なっております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 従業員の従業員値引き価格というのはされていると。展示については10%、喫茶については5%、レストランについては20%、それぞれ意味があってこのパーセンテージを決められていると思います。これのまず利用回数、それから単純に言えば、まともに売ったら1万円、10%割り引くと9,000円ということになりますけれども、この利用回数と総体的な値引きの総額、これがわかれば教えてもらいたいと思います。

それで、レストランの20%の割引というのは、非常に値引き率としては高いのではないかというふうに思います。というのは、これを言っているのかどうなのかはわかりませんが、例えば仕入れと売り上げのバランスという収支決算をする場合に、例えば3割利益があるとすると30%ですよね、20%だと20%だと利益がないと、それが数字として20%値引きできるだけの、まず余裕があるのかなのかというところに議論がいくと思うんですよ。

そうすると、総体的な値引きの利用回数、利用総額がこのコンキリエの要するに年間の赤字の比率の中にどのくらいの悪影響を及ぼしているのかというところまで追及していかなければならないのではないのか。その悪影響の数字は何%の割合を示しているのか、そこまできちんと押さえなくてはならないのではないのか。というのは、やはり従業員に対する値引きという行為をするということは、単に単純な意味でやっているのではないと思います。やはり従業員に対しての、要するに職責、それから職を請け負う形での認識、そういうことを考慮した上で従業員に対するサービスをしながら、従業員にきちんと認識を持って働いてもらおうという、そういう部分の相乗効果を求めて従業員に従業員サービスというのを一般の企業はやっているわけですよ。この部分もパーセンテージから計算していった上で、これが妥当なのか多いのか少ないのか、そういう議論が必

要でないかと思うんです。それらをお答えしてもらいたいと思います。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時53分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

今、会社のほうに、この状況につきましてちょっと確認をさせていただきました。要は、従業員の割引率の関係でございますけれども、これにつきましてはそれぞれの原価率といいましょうか、利益率ですか、そういったような部分を考慮した上で、その中の利益率の半分といいましょうか、程度というようなことの形の中で、設立当初から決められてきているという状況でございました。

しからば、この利用という部分がどの程度あって、年間どのくらいの額になるのかというご質問でございますが、残念ながら統計的にどういった品物を何名の方が利用されて、どういうふうになったかという部分の押さえ方はしてございません。と申しますのは、今日に至っては余り従業員の割引制度を利用されていないという状況もあるようでございます。

例えば、レストランの炙屋等々につきましても、従業員みずからそこでもってというような部分は余り事例として出てきていないというようなことで、年間のいわゆる従業員価格での影響額というような部分については、そう大きな額にはなっていないということですが、具体的に幾らですというような数字のとらえ方は残念ながらされてきていないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

- 竹田議員 これでは最後なので、言葉の問題になってしまうんですけれども、数字は押さえていないけれども、影響はないんだというふうに言われても、果たしてどうなのかという疑問がわいてしまうと思うんですよ。利益率というのは、通常、上がりとか粗利率とかというふうにいいますけれども、純利益率とかといって、数字の出し方はそれぞれ違うと思うんです。というのは、要するに経費の分を入れた利益なのか、経費を入れない部分の利益なのかという部分で、上がり、粗利という言葉、純利益という言葉でそれぞれ分かれていくと思うんですけれども、その辺の難しい話になるといって、今ここではちょっとできないと思うので、質問しても数字的に出てこないというのであれば、今も言いましたけれども、最近は行っていない、金額的には調べていない、総体金額も

わからない、でもさほどの悪影響はしていないんだというふうな答弁では、もう前に話は進まないわけですよ。

例えば、それが何年度ほどのくらい、何年度ほどのくらいあったのかというのは、やはり調査すべきだというふうに思うんです。もっと言うならば、例えば炙屋で商品がだめになって、投げてしまうような事態も発生するということもあると思います、実態的に。100%仕入れて、100%すべてが売れているということでもないと思うんです。そういった部分もやはり調査すべきというふうに思うんですよ。そういった仕入れに対して、損害を生じているというのは絶対にあると思うんです。ないということは、まず絶対はないと思うんです。どこの商店も、居酒屋でも、仕入れたものが100%売れるということは絶対ないというのが持論だというふうに聞いています。そういうことから、やはり値引きを従業員にするとということが、僕は悪いことではないというふうに先ほども言いました。というのは、職責とあって、やはり働く意欲を持ってもらう、町民と同じという考えで働くという意識革命をしてもらうということは大事なことだと思います。それは特権として当たり前だと思います。僕が大きいのは、このレストランの20%というのは純利益なのか、粗利益なのかというのは、先ほど申しました経費を除いた中の本当の純利益が本当に20%もあるのだろうか、そのある中で20%引いてプラマイのゼロだったら、それは営業として手法として間違っているのではないのかなというふうな理論になると思うんです。その辺をきちんと内容的につかむということは非常に大事なことだと思います。

総体的に、もう一つ、これで最後なので聞いておきますけれども、その展示、喫茶、レストランの数字が値引きというものがきちんとあるのであれば、一般企業であれば例えばAさん何々を買いました。その時点で何%値引きしています。その人の回数が何回あって、それで幾ら値引きをしているということが税理上きちんと出てきているのが現実です、一般の企業は。それをしないと、どこで損益を出したのかわからなくなってしまうからです。ぜひその辺をきちんとしていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

従業員の値引きの問題、平成6年にできた当時からの数字を使っておるというお話でございます。私としては、今日の厳しいコンキリエの経営状況を考えるには、これを見直ししないといけないと思っています。そういうことで、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 ここで20年度の部門別の計画書について、ちょっと今見せてもらいましたがけれども、大体みんな前に倣っていますけれども、給料、手当の分ですね、これが前年度と比べると7%の増をしているんですけれども、それで赤字を出しているんですが、

この辺もう少し、町でも実際大変だということで職員の給料もカットした中で、そういう考えをこれつくる段階で気持ちはなかったんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 18年度、前年度と19年度の。

●佐齋議員 19年度と20年度、この計画書と。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 20年度、あれですか、計画という意味ですか。

●佐齋議員 計画書、いいですか。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 19年度の実績と20年度の計画の意味でしょうか、失礼しました。

お答え申し上げたいと思います。

給与、手当につきましては、19年度の実績で4,321万、端数ちょっとはしよりますけれども、20年度の計画で4,635万というような形。一方、賃金のほうにおいては、19年度が実績が2,709万、それが20年度の計画では2,430万ということで、こちらのほうで270万の減というような形になっております。それから、福利厚生費等々加えますと、トータルで10万6,000円ほどですけれども、減になるという計上になってございます。これにつきましては、いわゆるパートであるとか、先ほど職員にするとか、こういったような雇用形態の変動に伴いまして、当然、支出科目が変わってくるということでございますけれども、人件費総体では、いわゆる実績を抑えるといいましょうか、ほぼ同じレベルでのというような形での計上の仕方になっているということでご理解いただきたいと思ます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 数的にはわかりますよ、総体的には私もよく賃金下がって。

だけれども、賃金というのは不特定ですからね、決まったものではないですから、だけれども給料、手当というのは決まったものですから。

それと、19年度の総体的な諸経費の販売費の計算してみますと、賃金と給料手当計算すると総体で経費のうちの56.7%かかっているんですね、福利厚生入れたら63.7%ですよ、経費の。もうほとんど、これ人件費に食われちゃっているんですよ。だから、普通こういう計画書ですから、予算書を計画に直したのもそうだと思うんですけども、普通出せばさっき高橋さんも言われたようにマイナスのこういう出し方はしないんですよ。それであれば、やはりある程度こういう給料をね、今こういう財政厳しいのであれば、やはり経営努力して給料をある程度下げた中でもって予算を組むとか、そういうのが普通だと思うんですけども、その辺がちょっと我々とずれているのかなという感じがす



るんですよ。

だから、結局第三セクターだから、赤字であれば親方日の丸的な考えあるのか、そんなような本当に経営者感覚であれば、こういう計画書のつくり方はしないと思うんですよ、その辺ちょっともう一度。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

いわゆる賃金と給与の関係の扱いでございますけれども、これにつきましては臨時・パートで雇用している状態でいくのか、あるいは常時雇用というような形の中で給与という性格のもので見るべきなのかというような形の中で、職員の位置づけを変えていくということで、そちらのほうに、給与費のほうにシフトしていったらという部分が1つにはございます。

それと、給料そのものでございますけれども、こういう厳しい状況の中で18年度におきましては、いわゆる昇給といたしまししょうか、1年間きますと昇給させるというような部分についても見送るといような給与上の措置をとってきてございます。そういう状況の中で経営しているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 確かに、はっきりそれはわかりますよ、わかります。

だから、役場でも財政厳しいときには、何年も減額しているんでしょう。それであれば、やはり努力して、せめて前年の、黒字になれば言わないですよ。要するに、努力して前年度並みだよというのならわかります。だけれども、それを全部これある程度下げた中で、ここ最終的にマイナスになっているのに給料だけは値上げになっているというのは、これはだれが見たって納得できないんですよ。

だから、その辺をそうしたら大変厳しい、18年も上げていないから、19年、20年も財政厳しいから、前年度並みにしまししょうということではわかるけれども、ほかは詰めているけれども、これだけは詰めないというのは、人数切っているのはわかりますけれども、やはりその辺は本当の従業員そのものが経営者感覚持ってもらわないと、赤字だったら町費で負担してもらえばいいんだという物の考え方になってしまうと困るから、その辺をきちんと、さっきだれかが言ったように町長に社員の教育をせいということはそこだと思っんですよ。その辺をやはり職員みんなが自分が経営者だという感覚持ってもらうんだめだということなんですね、その辺。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後2時08分休憩

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答えを申し上げたいと思います。

まず、給与、手当のそのこの部分の項目だけごらんになりますと、そこだけ上がっているという部分はありますけれども、人件費総体で考えたときには10万何がしの金額が落ちているということは、まず理解をいただきたいと思います。

それで、なぜそういうような形になるのかということでございますけれども、実績部門のほうにおきましては、人の出入りがありますので、その抜けた部分をいわゆる賃金対象のパートであるとか、そういった部分のほうでカバーするというようなことが現実的に19年度のほうでは行われております。そういった形の中で、いわゆる支出区分というのが給与になるのか賃金になるのかというような移動といたしまししょうか、そういう部分が生じている状況がございます。

それで、給与、手当の関係でございますけれども、やはりいろいろな催事といたしまししょうか、外へ出て行って外販を行うというような取り組み、こういった部分もどんどん増やしながらきてございます。そうして行ってきている中では、やはり常用雇用といたしまししょうか、そういう責任を持たせた社員の養成なり配置というのが当然必要になってまいります。そういった中から考えますと、やはりそういった社員、必要最小限の社員の確保という部分については当然必要になってくるわけでございますので、その辺の部分も考慮した人件費総体の中で、今の適切な体制という部分を考慮した中での20年の計画数字に相なっているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 多くの問題点はほとんど出尽くしていると思いますし、町長もよくわかっているし、連結決算というような話も町長の口から出ていました。私ちょっと申し上げるのは、1点だけ具体的な問題でお聞きしますが、給与、賃金の法定福利、福利厚生というふうにありますよね、これはいわゆる人件費関係の固定経費だと思うんですが、これが19年度で約780万、それから20年度の予算書でも780万と、同じくらい見ていますよね、4つ足して。そうすると、こういうもので人件費比率とでもいうのかな、こういうものに100万かかったら、幾らの売り上げがなければならない、健全経営と言える的にはこうだというのがあるんだと思うんです。それと比べてこれはどうなのか、この点についてわかったらお知らせをいただきたいんです。それはそんなに深くどうのこうのいう話ではありませんが、そこで町長に申し上げるんですけれども、一時期は7,000万とか7,500万とかという累積赤字を出したんですよね、ここが。それが現在、2,500万程度で抑えているというのは、これは大変な努力しているだろうなということが推測されます。

ただ、プラスを積み重ねるよりマイナスを小さくするほうがはるかに難しいし、大変な努力しなければならないんだけれども、世の人は余り評価してくれないんですよね、

そういう意味でもつらいだろうと思っています。

それから、今回の赤字予算ですが、これについては私は、質問でこんなことを余り言うのはよくないんだけど、評価しています。というのは、今年は700何十万出したと、それを480万程度までには圧縮できますということを明言しているわけですから、下げていっているという意味でことと同じになりますよではないと。そういう意味では、大変に厳しい見方をしながらやっているんだだろうということは評価します。

ただ、今言ったようにマイナスで出してきましたと、なかなか評価は得られないということだと思っんです。

それから、味覚ターミナルというものの持っている機能、そして果たした役割、これについても一生懸命やっらっしゃる当事者として、町長は二重の立場なんですよ。町長という立場からどう評価するかという問題と、社長という当事者としてどうなのかという両方がありますから、大変苦しいと思いますけれども、いやこういうような効果があると思われるという話はできるんだけど、内容についてはやはり数字で上げろと言われても、なかなか大変だろうと。そうすると、見方としてはですよ、怒らないで聞いていただきたいんだけど、1,500万の宣伝費かけているじゃないかという町民の見方も当然あると思っんです。いわゆる指定管理者に対して支払っているお金ですよ。それで上がってきた、いわば効果じゃないのかと、1,500万の宣伝費じゃないかという言い方も1つの見方としては成り立つと思っんです。今の1,500万というのは、指定管理者に払っている費用ですよ。いろいろな見方が成り立つと思っんです。

その中でですね、今いろいろ絞って、いわば乾いた雑巾絞るようにして、圧縮して赤字を抑えているんですと言いながら、予算として、夢を語るなら簡単にできるけれども、現実の数字を出していくと、やはり400何十万、500万近い赤字にならざるを得ないんですといった場合に、これと同時に向こう5年くらいの見通しを出す必要があるのではないかと。そして、平成20年度は赤字なんだけれども、この後こういうふうにして改善できるんですという見通しを出してこないと、なかなか町民は納得してくれないのではないかという気がするんですよ。どこをどういうふうに改善していくかという具体的になると、私は素人ですから今そんなに申し上げるところはないんだけど、専門家の目で見て、どこも改良するところがないんだしたら、これはもうプラスに転じる要素ないわけですよ。でも、そういうことはないというふうに信じているんですけれども。

確かに、観光客の入りも今この一、二年はよくないという話は聞いています。いろいろな意味で不景気ですから。ただ、一説によると外国人観光客が道内はふえているというような話もあるんだけど、それがどういうふうに連結していくかは私のほうではわかりませんが、いろいろな要素を見ながら、やはりある程度の中長期計画というものの、展望を示すということが非常に大事でないかというふうに思っんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

中長期の横文字使いますとシミュレーションとでもいいでしょうか、出したらどうか

ということかと思えます。さらには、また赤字に対しての最善の努力についての効果、評価といいたしめようか、お話もいただきました。

私どもとしては、先ほど来から答弁をいたしておりますとおりに、本来は黒字計画を出すべきことなんです。これは経営としては、あらかじめ赤字をわかっていて経営をする経営者はいないんです。そこにいろいろなことが言われるだろうと思っておるんですが、しからば現実はどうかという立場からすれば、なかなか至難です。

特に、冬期間が閑古鳥鳴いているというのは極端ですけれども、大きな赤字になるを得ない状況です。そうすると、冬期間だけ閉鎖したらどうかということにもなるのかもしれませんが、これもやはり来る客のことを考え、また当時、コンキリエができた目的を考えると、やはり閉鎖ということはできない事情もございます。

そういうもろもろの、同じ民間経営感覚といえども、先ほど来から話ありましたとおりに請願の問題あり、さらにはまた厚岸町としての役割も多い、そういうことを考えますと、赤字解消というようなことについては並々ならぬ努力をしておりますが、厳しいものがあるのが現実なんです。

しかしながら、私どもは従業員一体で、これからも最善の経営健全化に向かって頑張っていきたいと思っております。

そういう中で、シミュレーションつくったらどうかと、中長期のですね、ということかと思えますが、経営運営に対しての。このことも、実は先ほど谷口議員にもお話いたしましたけれども、私としましてはあの地域におけるコンキリエだけの経営であれば、このまま続くと思えます。より健全経営を目指すには、相乗効果を考えた何かをしなければ、コンキリエはもっていけないと、社長としての判断です。また一面、町長という立場もあります。先ほどお話ありましたとおりに連結決算ということもありますので、町の財政を考え、コンキリエの経営を考え、そういうことを考えると、まず内部改革はもちろんですが、コンキリエの相乗効果というものも早急に立ち上げていかないと、ますます厳しい状況にあると考えておりますので、しばらくはシミュレーション等についても、もちろん考えてやります。考えてはやりますが、ここで幾ら、ここで幾らという財政シミュレーションのようなものは、ちょっとつukれないという実態にあるということをご理解いただければと思えます。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） いわゆる人件費の占める割合というご質問でございまして、一応人件費比率という言葉使ってみたり、あるいは労働分配率という言葉を使ったりしているわけでございますけれども、簡単には総利益に対して人件費がどのくらい入っているかというような部分も出してございまして、これが適正だとか、ボーダーラインですよという意味ではないようではございますけれども、商工会等々お聞きした段階では平均的なものが出ているということでございます。その数字につきましては、飲食店で大体52%が平均値、それから小売については49%というのが1つの平均値というようなデータが出されているということでございます。もちろん、そのデータだけで健全経営かどうかというのは、中身によって違いますので、一概には言えておりませんが、ひと

つこれとの比較の中で厚岸の味覚ターミナルはどのような形になっているのかということで申し上げたいと思いますけれども、レストランのほうでは一応出しておりますけれども、59.6という総利益に対する人件費の割合です。それから、生鮮のほう、これは炙屋のほうになりますけれども、61.6、喫茶が36.1、展示販売では27.5ということになってございまして、これが総務部門を加えた全体ということで申し上げますと、19年度の実績では65.7、それから20年の計画においては64.2という数字に相なる状況でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 町長のおっしゃることよくわかるんですよ。私も評価しないと言っているわけではないですからね。

だから、金のない話というのは、お互い切ないんですよ、そういう中でもって言っているんですが、どの程度の厳格な数字かというのはちょっと置いて、もちろん夢ではどうにもなりません、やはり町民に対して一つのこういう展望というものを示していく必要があるだろうというふうに思っています。

それから、もう一つは、例えば湖北地域の商店のほうからの請願が出てとか、いろいろな話がありますよね。こういうときに、味覚の活動が現実にお店屋さんの利益を生むんだというようなシステムを考えていく必要があると思うんですよ。私の本当のわずかの知識ですからあれなんです、何カ所かの第三セクター見ているんです。一番悪い例は、何というんですか、三セクによく言われるように計画が甘かったということなんだろうけれども、赤字がふえていく。そうすると、担当者は死に物狂いになります。少しでも利益上げなければならぬ、どうするか。町の中歩いてお客さんにとってくるわけですよ。そうすると、今度、町の中の営業する商店のほうから出てくるのは、自分たちの税金でつくったところから自分たちのもうけ持っていられるのかと、こういう話が出てくるんです。そうすると、何をやっても評価してくれなくなってしまふ。だから、やはり町内のほかのお店も潤うようなことができるんだということを目に見える形で、そういう計画というか、出していかなければならないというつらさがあると思います。

それから、もう一つ、冬期閉めるということは趣旨からいってなかなか難しいというお話があったんだけど、そういうことも含めてやはり実際にはないそでは振れないという現実がありますから、そういうことも含めて一度検討していく必要があるのではないかと。

例えば、これは前にも、もう随分前ですが、7,500万の時代だったかと思うんですけれども、例えば冬の間は閉めたらどうかと2階部分を。1階のお店に関しては、それぞれ納入している業者の人たちからも、いわば応援をもらってやってみたらどうかというような話も議会側から出ていた記憶もあるんですよ。いや、それができるかどうかなんて話は別ですよ。だから、一遍縛りを全部取った中で、どういうことができるだろうというようなことも含めて、最終決定にそうせいという意味ではなくて、検討課題としてはいろいろなものやってみる必要があるのではないかと。この地域は半年商売と言われておりますよね、冬になると人の動きがパタッととまるわけですから、夏どんなに込んで

いても12カ月にならずと、いわゆる観光に絡んだ産業は大変だと言われてますよ。そういう中でもって、これだけのことをやっているわけですから、それについては何遍も同じように、私なりによく頑張っているなと思いつつながら、ただ頑張っているんだからと、それからもうぎりぎり詰めているんだからと言っていったら、先は雪だるま式に赤字がふえてしまって、にっちもさっちもいなくなつて、そのとき連結決算なんかポントこられたら、町長さつきから何回もおっしゃるように、これは大変なことになってしまうので、やはり早くに手を打たなければならないだろうと。

そういう意味でも、長期というのは、そんな20年、30年とか、50年とか、そんな話ではなくて、3年とか6年とか、そういう程度だから「中」というのをつけたんですが、ことしは赤字でも来年になったらもうちょっと少なくなつて、再来年になったらトントンになれるんだと、そのためには思い切ってこんなことをやるんだというようなものをやはり町民に示していく必要があるのではないかと、そういう意味です。

それから、今言った人件費比率なんですけど、やはり非常に大きいですね、健全経営というラインから見ると。とって、私らも決して従業員の生首飛ばせと言っているわけではないんですけども、どのようにしていくかという部分は、これは大きな課題だということとはきちんととらえていくべきだろうと思つていますが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

実は、経営のあり方について試行錯誤、今の赤字状態を黒字にすべきであるということ、いろいろ考えた経緯もあるんです。まず、冬期間、炙屋が全くの赤字だと、これが結果的に大きな赤字の原因でもあるということ、一昨年、閉鎖をいたしました。

ところが、やはり何人か来るんです。そうすると、先ほども申し上げましたけれども、コンキリエの役割として断固としてそれを続行すると。それから、大きいのはコンキリエ全般の運営に影響したということです。炙屋を閉めたことによって、売店も喫茶もレストランも、これは過去の話ですけども、そういうこともございました。

しかしながら、やはり現実を考えますと、こうすればよりよい効果が出るのではなかろうかという方法については、まだまだあると思つてます。これが経営なんです。ですから、そういう面で皆さん方からいろいろな議論いただきましたが、やはり経営面における改革、これは当然進めていかなければなりませんし、何年後にはこういう黒字にしたいなど、全くの夢では困りますけれども、希望を持ちながら頑張っていくということも大事なことでなかろうかと思つてますので、今ご指摘ありましたことについても研究をさせていただきながら、経営の健全化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「人件費比率の話、聞いてないよ」の声あり）

- 議長（南谷議員） 済みません、申しわけないです。  
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 失礼いたしました。  
人件費の比率の関係、先ほど言いました平均という数字と比べますと、確かに大きい数字に相なっているということの押さえは、私どももしておりますし、会社のほうも同じような押さえ方はしております。  
そういった中で、人件費だけに注目するのではなくて、売り上げ総体、そういったような部分も当然総合的に検討していかなければならないということがございますけれども、そういった認識は持っているということがございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

ここで、13番、室崎議員より一般質問通告書の字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 貴重な時間を申しわけございません。私の一般質問通告書の中の質問要旨のところのアの部分ですが、アの1行目ですが、どのような施策を必要とするかというところに「性」という字が紛れ込んでしまいまして、これは誤りということでございまして、削除していただきたいと、こういうふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

- 議長（南谷議員） わかりますか。

（「わかりました」の声あり）

- 議長（南谷議員） 日程第14、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議運用内規64に規定のとおり、本定例会の一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間内におさまるように努めてください。

初めに、1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 私は、第2回定例会に当たり、さきに通告してあります大きくは2点についてお伺いするものであります。執行者各位の誠意あるご答弁をお願いする次第でございます。

まず初めに、数年前より東南アジアを中心に鳥インフルエンザ問題が話題になり、その後、日本でも本州で養鶏業者が鳥を処分、また経営をやめざるを得ないという事態にまで発展いたしました。そして、今春の春には韓国全土で、また北海道内、別海町やサロマ、あるいは東北の十和田湖から、渡り鳥から鳥インフルエンザウイルスが発見され、特に強毒性のH5-N1型ウイルスだと報道されております。これらのウイルスは、ホームページや報道で知る限りでは、変化あるいは進化して新しいウイルスに生まれ変わるとも言われております。仮に、渡り鳥からこのようなウイルスが持ち込まれたとしたならば、私たちの日常生活の中で人間社会に、また地域に、個々で営まれている産業などのような影響を与えるものなのか、まず初めにお伺いいたします。

我が町は、ラムサール条約登録地として、また水鳥観察館を有し、その鳥に縁があるわけではありますが、そのウイルスの運び屋と言われる渡り鳥、特にオオハクチョウがことし春の中心的話題の持ち主であったわけではありますが、当町を中継する渡り鳥の実態はどのようになっているのかであります。

この問題は、今までも通常では余り考えられない、我が町では起こり得ない問題だととりがちでございますが、実は専門的識者では早くからこの問題が指摘された経緯があります。問題を提供する加害者は、国境のない渡り鳥であります、その原因をつくっているのも人間社会も一因ではないかと言われておりますが、いずれにしても対策を考えなければなりません。我が町単独では、専門的知識も対策も限界がありますし、国等の指導など、どのようになっているかお伺いする次第であります。

2点目に、広域事業についてお伺いします。

まず、税の滞納整理機構の実績と、既に今年度の計画と申しますか、予定内訳、そして初年度の成果、反省点、そして軌道修正しながら運営されていくだろうと思われませんが、それらの点について経過1年を振り返っての状況をお示しいただきたいと思えます。

次に、消防の広域化が国の方針によって、その方向性が進められております。市町村合併や過疎化が、その要因とも言われておりますが、釧路東部を運営する本部として、その対応と組織の行方、とりわけ本町の消火活動や救急体制、防火体制等をどのように考えるかであります。

次に、病院経営状況を所属の委員会でも聞かさせていただきました。懸命な努力をされているわけではありますが、管内の公的病院、診療所などで使う医薬品を共同購入し、少しでも経費、価格の低廉で経営の一助になれないかということでもあります。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、音喜多議員の質問にお答えをいたします。

鳥インフルエンザに関して、その要因、対応、対策についてのご質問であります。



強毒性のH5N1型鳥インフルエンザウイルスは、人間社会や地域産業にどのような影響を与えるのかについてですが、鳥インフルエンザウイルスは鳥から鳥に感染することから、この名がついたものですが、とりわけ毒性が強いH5N1型「高病原性鳥インフルエンザウイルス」は、感染した鳥が死亡するに至る感染力が強いものです。簡単には人に感染しないと言われていたのですが、平成15年以降、タイ、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアで人に感染して多くの死者が出ています。人に感染した背景には、飼育しているニワトリに感染し、蔓延している状況の中で作業をしていて、ウイルス汚染濃度の強い環境の中に長時間滞在しているなど、特殊な接触条件によるもので言われています。

これまで、日本国内では鳥から人への感染はありませんが、国際的には「高病原性鳥インフルエンザウイルスは人への感染が確認されているウイルス」として扱われています。通常、インフルエンザウイルスは、鳥から鳥へといった同種の間で感染するものですが、ウイルスの性質が変異することによって、これまで人に感染しなかったウイルスが人に感染するようになり、さらに人から人に感染するようになり、この段階にくると新型インフルエンザウイルスと呼ばれるものになります。

鳥に限らず、動物の間ではインフルエンザウイルスを保有していますが、その中でも高病原性鳥インフルエンザウイルスは、ニワトリなど家禽への感染を経由して人に感染する危険性のあるウイルスとされています。新型インフルエンザは、過去にもスペイン風邪、アジア風邪、香港風邪、ソ連風邪が世界で流行し、新型ウイルスに抵抗力を持たないことから、多くの死者が出ていますから、人間社会や地域にとって高病原性鳥インフルエンザウイルスは免疫のない怖い存在であると考えられています。また、産業にとっては、野鳥を介した家禽への感染拡大を予防する対策など、大きな影響が出てきます。

今回、サロマ湖で感染が確認された段階で、発見場所から半径30キロメートル内の養鶏場では、施設の消毒命令が発せられましたし、野付半島周辺の養鶏場でも飼育施設の消毒作業や施設点検に奔走しています。また、これまでの国内発生の事例では、養鶏場で感染され、飼育するニワトリの殺処分や埋設処理が行われてきたことは、記憶に新しい大きな事件であります。

厚岸町では、尾幌に養鶏場がありました。今回の高病原性鳥インフルエンザウイルス発生前に廃業して釧路管内に転出していたことから、ニワトリを介しての感染拡大の危険性は解消されましたが、自家用の採卵等の目的で家禽類を飼育している方に対して、家畜保健衛生所からの指示により注意喚起と飼養衛生管理の徹底について文書による周知を行ったところであります。

次に、オオハクチョウ等の渡り鳥が当町を中継地とする種類や数などの実態はどのように把握しているのかとありますが、厚岸町におけるオオハクチョウなどの渡り鳥については、厚岸水鳥観察館において厚岸湖及び別寒辺牛川河口部で、毎月数回大まかな目視調査を行っているほか、毎年1月の第2日曜日を中心し、より精度を求めたカモ類とワシ類の一斉調査を行っております。

厚岸湖での渡り鳥、特にオオハクチョウなどのカモ類は約30種類が毎年確認され、全体的な傾向としては10月から11月までと翌年の4月が種類と飛来数が多く、5月から9

月までごく少ない状況にあります。国設鳥獣保護区である厚岸湖に飛来する渡り鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染しているかどうかは、環境省と北海道が渡り鳥に異常がないか定期的に現地確認を行っているほか、湖岸でふんを採取して検査を行っており、現在まで同種のウイルスは確認されておられません。

次に、対策関係機関との連携と対策指導はどのようになっているのかについてであります。

高病原性鳥インフルエンザウイルスも含めて、ウイルスの突然変異に由来する人から人に感染する新型インフルエンザの発生が懸念されていることから、これに対応するために国は平成17年11月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、感染流行の段階別に国の行動、都道府県の行動、市区町村の行動を示しております。これを受けて、北海道では平成17年12月に、厚岸町でも平成18年12月に、それぞれ行動計画を策定し、国の対策に基づくそれぞれの立場での行動計画を策定しています。

このたびの十和田湖畔でのオオハクチョウの死骸発見以降、北海道の事例も含めて国の対策本部の行動方針に基づき、関係機関の連携による対応がされているわけでありまして、対応の内容は家禽におけるインフルエンザの感染検査の実施と発生防止対策、渡り鳥及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有実態調査の実施と情報収集、住民への情報提供及び健康被害予防のための注意喚起などであります。

この行動計画は、平成17年5月に公表されたWHOの世界インフルエンザ事前対策計画に準じた内容となっており、新型インフルエンザの発生前から感染が人から人に蔓延していく状況までを6段階に分類して、それぞれの対応を規定しているものであります。

現時点での対応は、人への感染は見られるが、人から人への感染による拡大は見られない、あるいは非常にまれな感染がみられる段階、いわゆる行動計画の第3段階の区分による対応でありまして、国内では人への感染がないウイルスとして、渡り鳥等を介して持ち込まれる高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、家禽への感染防止対策として感染前にウイルスを壊滅させてしまう対策がとられているわけでありまして。

こうした対策は、国・都道府県・市区町村の一体となった対応が求められるわけであり、今後においても新たな情報の収集に努めるとともに、国や北海道など対策関係機関と連携して対応してまいります。

次に、毎年繰り返す事態に、町の対策と住民への対策はどのように考えているのかとのことでありますが、高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥の間で感染する、あるいは渡り鳥を介してその他の野鳥に感染するという現実からして、渡り鳥の飛来地でもある厚岸町では行動計画に基づく対応を日ごろから準備をしておく必要がありますし、健康被害等の予防対策について町民の皆さんに注意を喚起し、理解と実践をしていただくことで人への感染を予防できると考えています。現時点では、野鳥から人には通常は感染しないものとされていますが、念のための対策の情報提供として町広報の7月号で、「手洗いやうがい習慣にして、新型インフルエンザの感染を防ぐ」などの住民への注意喚起と新型インフルエンザについての情報提供をいたしますが、今後においても関係機関や部局の連携の中で対応を図ってまいります。

次に、2点目の広域事業について、税滞納整理機構に関しお答えいたします。

平成19年度全体実績と当町の委託実績はとのご質問ですが、お手元に配付の一般質問

資料のとおり釧路・根室広域地方税滞納整理機構が構成町村から引き受けた件数及び引き受け額の全体実績は、件数で240件、引き受け額で町道民税など9,480万5,969円、国民健康保険税2億1,491万3,542円で、合計3億971万9,511円となっております。収入金額及び徴収率の実績については、町道民税などは収入額3,321万7,427万円、国民健康保険6,187万4,114円の合計9,509万1,541円、徴収率は30.7%となり、初年度の目標としていた15%を15ポイント以上上回る結果となったところであります。

このうち、厚岸町が平成19年度に機構に引き継ぎました件数及び金額は、件数30件、町道民税等1,422万4,466円、国民健康保険税3,049万1,981円で、合計4,471万6,447円となっております。収入金額及び徴収率の実績については、町道民税等は収入額395万1,187円、国民健康保険税816万7,241円の合計1,211万8,428円で、徴収率は27.1%となったところであります。

また、平成20年度全体見込みと当町の委託内容については、平成20年度の機構が構成町村から引き受けた件数及び引き受け額は、件数は平成19年度と同様240件で、引き受け額は町道民税等1億1,022万8,174円、国民健康保険税2億3,292万79円の合計3億4,314万8,253円となっております。

厚岸町が機構に引き継ぎました件数及び金額は、件数、平成19年度と同様30件、金額は町道民税等1,347万7,162円、国民健康保険税3,023万2,205円の合計4,370万9,367円で、平成19年度とほぼ同規模の額となったところであります。

次に、消防の広域化についてお答えをいたします。

平成18年6月に消防組織法が改正され、同年7月に消防庁長官が市町村の消防の広域化に関する基本指針を告示したことを受け、北海道は平成19年度末までに消防広域化推進計画を策定しておりますが、これによりますと消防の広域化は平成24年度までに実現することとされております。

今後のスケジュールについてであります。平成24年度までの消防の広域化を視野に入れ、平成20年度から市町村による広域消防運営計画の作成が求められており、今後早い時期に消防組合を構成する市町村間の検討、協議を行い、厚岸町としての対応方針を固める必要に迫られているところであります。

北海道の消防広域化推進計画で示されている将来像は、全道を21の消防本部とする組み合わせにより、厚岸町を含む地域は釧路市、釧路東部消防組合、釧路北部消防組合の3消防本部が1つの釧路圏消防本部として広域化される内容であります。総務部門や通信司令業務の効率化により生じた人員を本部から消防署へ配置し、現場活動要員を増強する方向が示されておりますが、構成市町村間においてははまだ広域化の議論は始まっておらず、詳細の検討はこれからの段階であります。厚岸町といたしましても、今回の広域化によって地域の防災力、救急力、消防力が現状から低下することのないよう慎重に対応してまいります。

次に、管内町立病院、診療所の医薬品共同購入の広域化を図れないかのご質問ですが、町立病院の医薬品購入については平成18年度、大幅な診療報酬及び薬価のマイナス改定を受け、民間病院の手法を取り入れ、年度当初に契約行為を行います。特に全国自治体病院共済会や道内の規模の大きい病院からの薬価情報を入手し、当該年度医薬品使用量実績等をもとにして、年度末までに再度価格交渉を行い、4月にさかのぼり薬品

価格を決定しています。

このことにより、薬品購入金額が平成17年度 1億2,550万円から平成19年度には9,490万円となり、平成18、19年度と入院外来患者数が増加し、医薬品の使用量が増加したにもかかわらず、2カ年間で薬品費が3,060万円の減額となっております。

他管内においては、自治体病院の連携構想の中で、広域化の先例的取り組みとして8町立病院が集まり、年間50万円を超える21品目の医薬品共同購入を実践しておりますが、町立病院での医薬品納入単価はこれらの情報も取り入れ、医薬品の共同購入と比較しても同等もしくはそれ以下となっております。

提案していただいた医薬品の共同購入については、管内の町立病院、診療所の施設数、規模、運営への取り組み姿勢の違いもあり、また町立病院の行っている経営改革を超えるメリットの期待もできないことから、現在のところ進めていく考えがないことをご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員さん、休憩後に再質問でもいいですか。

●音喜多議員 はい。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

再開は3時30分といたします。

午後3時01分休憩

午後3時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

1番、音喜多議員の再質問を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の鳥インフルエンザ対策についてであります。丁重なるご答弁いただきましてありがとうございます。私も、かなり時間をかけて、インターネットやいろいろなことを調べて、今日までできているわけではありますが、保健、そして環境と産業と3分野に分かれて、これだけきちんとまとめてご答弁いただきましたことにありがとうございます。

要は、言いたいのは、今までそれこそ言葉の中で天、地、人という言葉があったんですが、これは茶道の始まりの中ですけれども、この地域に天災というか、災害を含めた言ったら地震と、空からは何だろうということを考えるときに、こんなことなんてあっていいのかなという思いがするわけですし、この対策をやはりきちんととっていただかなければいけない、そんな思いで課題にさせていただきました。

答弁の中にもあるとおり、今までは人間のそばにいる家禽類から発生するというか、家禽類が中心だというふうに言われてきたんですが、野鳥からは想定外だったそうであります。

しかしながら、今では1年中発生する風土病というふうに、学者というか、そういう言い方をする方もいらっしゃるし、私どものところは秋口から、また北へ帰る春先ということ警戒すればいいのかなというふうに思っておりますが、そのことでことし北海道で隣の別海町やサロマでそういう事象が発生したということで、これに対する認識というか、そういったことはこの答弁書にもうかがえます。

そこで、具体的に私が懸念するのは、きちんと町民の方にこのことを対応するというか、周知というか、あえて大きく騒ぐ必要は私はないと思うんでありますが、ただ事が事だけに、そういうことが報道機関等、あるいはいろいろな分野であれば、厚岸町というところのイメージが必ずしもプラスに作用するのではなくて、マイナスのほうが強いのではないか。そんなことからすると、やはりそれなりの対応をとるというか、準備をする必要があるだろうというふうに私は思うのであります。

ましてや、ことしの春からずっと言われていることは、このウイルスが変化して人間にも与えるということがはっきりしているわけですし、その新しい風邪というか、インフルエンザが発生すると、若い人よりも年いった方に免疫力がなくて、過去のインフルエンザの中で高齢者の方が多く亡くなったとかという事象があるわけですし、それらをきちんととらえておいて対策をしていただきたいということでもあります。

もう一つは、私ちょっと気になるのは、このことによって2次、3次の感染というか、波及していくおそれがあるかどうかは、これは私の考え方なんですけど、特に今野鳥の死骸から、あるいはここに飛来する鳥類の糞からと、それらが死骸であればキツネや野良犬などの2次、3次、あるいは野鳥類、オオハクチョウ等であれば、そのふんからの湖水の問題、湖水には私どもの産業の場でもある部分、そういったこともしっかりと影響あるのかないのかと、これは専門家でなければわからない部分もあると思うが、いざそういったことを言われて騒ぐよりも、消去方式でいいですから、今実際にそのことがあるわけではありませんし、事前にそういうことにしかと対応できる厚岸町のマニュアルをつくっておく必要があると私は思うのであります。

厚岸町に、これからオオハクチョウが来ないようにということはでき得ませんし、ことしの春は外国の地では鉄砲というか、発砲して中継地から早く追い出すという国もありました。そういう鳥インフルエンザの問題から、そういう対応をする奇行というか、渡り鳥の寄る北のほうですけれども、空鉄砲を撃って繁殖地のほうに早く出すというのか、追い払うというようなこともあったようでありまして、そんなことからするといろいろな2次、3次というようなことも考えられないわけではないわけですし、しっかりとその点の対応をお願いしたいなというふうに思います。

そして、やはりこのことは対策関係機関というか、国、そういったところ、あるいは道含めて、これは普通の人判断するにはちょっと難しい部分、専門的な分野もありますので、アンテナを高くして、厚岸町としても常に対応できるような地域というか、町でなければならないと。当然、野鳥が多く飛来する地であるわけですから、そういった意味では厄介な問題を1つ抱えたことになるなと思っておりますけれども、担当課をしっかりと

として、そしてこれは担当部署としてどこかにつけばいいという問題ではないと私は思うんです、これからは。どこの部門であっても、これにしっかりとマニュアル化できるようなというか、対応できるような、そういう専門的な要素も必要となりますから、どこかの部門でしっかりと明確化された担当部署、所属部署をつくっておくべきだなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、もう一つは、町民にしっかりと、今日までは先ほど答弁の中では手洗いとか、あるいはそういった死骸を見たらそばに寄るなどか、そういったことは新聞等で報道されていますが、それが正しいとするならば、きちんと町民に浸透させるというか、起きていらぬ噂で話があちこち通るようなことにならないように、そういった意味では町の対応も必要ではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、2点目の広域事業についてであります。滞納整理機構については思ったよりも成果を上げているということで、それ以上のことは言いませんが、ただこの陰には今定例会で前にも、一町民がそういう事象に遭うわけですから、その辺のところはやはりきちんと相談を受けながら、あるいは連携をとりながら対応をしていただきたいなというふうに思います。目標のいわゆる15%から27.1%、上がった上がったということを書いていたんでは、町民の皆さんにもちょっと問題が出てくるのかなというふうに思います。全町村の収納率から見れば、厚岸町が27.1%ということは、ほかの市町村から見ても平均値から見ても低いわけですけれども、これもまた町の特色というか、特徴のあるところなのかなというふうに感じますが、その辺のところを察しても、やはり町民の懐というか、そういったことを重々考慮していただきながら、対応していただきたいなというふうに思います。

それから、消防のことについては、これからの課題になりますが、ただ厚岸町としても高齢化が進展するわけですから、広域化の中で救急あるいは、いざというときの防災上のことから含めて、万全の体制をとられるように重々考えていただきたいと、そういうことであります。

それから、病院の薬価の関係であります。共同購入の関係ですが、これはこの答弁書のとおり、安くというのか、低廉な価格で町民に、あるいは病院の経営上の一助になるということであれば、ぜひそういうことでやっていただきたいんですが、ご存じのとおり最近はこのことをあちこちでやり出してきているというか、いわゆる大量購入というか、広域的にやって大量購入すると安くなるというのは、これはいいことでもあるんだろうと私は思うんです。そのことによって、経営の一助になればということで考えると、やはりそういう対策をぜひ講じていただきたいと思いますが、独自の厚岸病院のやり方で今は満足しているということであればですね、ただこれは厚岸だけ満足して、ほかの市町村はその反動を食ったということのないように、これからも意見交換しながら、その見極めをしっかりといただきたいなというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 健康被害予防の観点で、私のほうから2回目のご質問に対

してお答えをさせていただきますが、議員おっしゃるように4月の末の十和田湖の例から、道内でもということで、1回目の答弁の中でも行動計画、それぞれ国・道・町が持っておりますという話もさせていただきました。早速、国からの指示に基づいた道の対策というものが4月中にとられまして、専ら厚岸町のほうには北海道のそれぞれの担当部門のほうから連絡なり指示が下りてまいりました。

野鳥の部門で申し上げますと、環境政策課の所管になりますが、釧路支庁の生活環境課から野鳥の状況についての確認等々がないのかどうか。それから、多数の衰弱や死亡を発見した場合には、直ちに支庁のほうに連絡を欲しい等の通知が5月の1日に既に入っておりますし、私どもの部門は釧路保健所から、野鳥から直接感染するという危険性はない。しかしながら、万が一ということを考えながら、念のための健康被害対応として、もし触れた場合には手を洗う、うがいをする。それから、鳥のふんを踏んだという認識の中では、靴底を洗うとかの住民周知をされたいというような指示がございました。

それから、家禽対策であります。産業振興課のほうには釧路の家畜保健衛生所から鳥インフルエンザの防疫体制の強化という文書連絡が5月の2日に入りまして、これに基づく、いわゆる養鶏所はございませんでしたが、自家用等の飼育者に対する注意喚起と管理の徹底というものがその時点でされております。

先ほども申し上げましたが、現時点で大きな不安要素を騒ぎ立てるというものではないというのは、北海道のほうからの見解としても示されておりまして、あくまでも健康被害に関しましては念のための対応として、先ほど申し上げたような対応をされるように住民周知を図っていただきたいということでございました。

ちょうど5月の連休に入る時点だったものですから、私どもも関係課と協議をさせていただいて、5月2日、それから12日にそれぞれ防災無線によりまして、野鳥の死骸を発見した場合も連絡や手洗い、うがい、それから靴底の洗浄というような注意事項を周知をさせていただいたところでございます。

おっしゃっている心配、ごもっともでありまして、私どもも北海道のほうから指示をされる内容等も含めながら、これまで警戒してきたわけでありましてけれども、基本的に野鳥から人に感染をした報告そのものは、今世界の中でもされていないという事実の中で、そうありながらも念のための対応をどうするのかということがこれから求められてくるだろうということで、7月号の広報の中で、いわゆる鳥インフルエンザの発生している状況について、それから先ほど議員おっしゃられているように、ウイルスが変異をして人間に感染をする。それから、さらに人間から人間に感染をするという段階になった、いわゆる新インフルエンザというものについても広報の中で触れながら、町民の皆さんに対する念のための注意喚起、それから鳥インフルエンザ、新型インフルエンザに対する情報提供という形で、7月号の広報の中で周知をさせていただくということに今現在しております。

厚岸町が独自でこういう対応をする、ああいう対応をするという行動計画ではございません。国が決められている対応について、北海道あるいは厚岸町がどういう役割の中で予防、あるいは感染拡大というものを対応していくのかという計画になっておりまして、そういう意味ではおっしゃるように国・道含めた厚岸町の対応というものが求められてまいります。

厚岸町が持っております行動計画そのものも、それぞれの感染の6段階の区分の中のそれぞれの段階で厚岸町がどういう対応をするのかということを決めているものでありまして、例えば町内で人に感染をしたという状況が出てきた段階では、厚岸町感染症対策本部というものを設置をして、これは厚岸町全体の組織の中で、それぞれの部門がどういう役割を果たしていくのかということを決めているものでありまして、おっしゃられるようにより具体的なマニュアルになっているのかどうかということについては、まだまだ検討をしていく必要があるものというふうに思っております。

国自体も、今現在の世界でいうと、鳥から人に感染をした報告があるという段階から、人から人に感染をした場合にはどうするというような1ランク上の対応のマニュアルも国自体つくりました。そういった国から出される情報なんかもアンテナを高くしながら収集をして、厚岸町の対応としてこの計画の中にどう生かしていくのかということも、町全体の役割として必要だろうという認識でおりますので、先ほどありましたマニュアル化が今の行動計画で十分かどうかということも含めて受けとめさせていただいて、さらに検討、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、渡り鳥の多い厚岸湖での対応についてお答えさせていただきますが、厚岸湖はご存じのとおり国設の鳥獣保護区でございまして、この鳥インフルエンザの対応につきましては、野鳥については環境省、それから北海道については北海道の自然環境の担当が連携をとって監視しているという状況にございます。そういった中で、厚岸町も協力するという立場で、これは国を挙げて取り組んでいる対応だということで、厚岸湖だけでどうするという問題ではございません。

それと、2次感染、3次感染への恐れということで、他の動物へという表現を使われたかと思いますが、この高病原性鳥インフルエンザにつきましては、オオハクチョウから確認されましたが、この同じオオハクチョウの中で蔓延しているという状況ではないと。いわゆる何らかの保菌していた他の鳥から、そのオオハクチョウ1羽が何らかの接触をもって感染して、その鳥だけでほかの鳥にはうつっていないというふうに専門家は見ております。

と申しますのは、同じ鳥の種で大量に同じところで大量死が起こったというのは、非常にまれなケースしかない、今のところは。ということで、まだ蔓延している状況にはないということでございます。それと、他の動物にはうつるようなウイルスではないというふうにも言われております。

それから、湖水、水の問題をおっしゃられましたが、これは非常にデリケートな問題ではございますが、国で言っているのは感染が確認された水を家禽類に与えないようにと、この注意喚起は届いておりますが、それ以上のことは言っていないということですから、現時点ではそういったいろいろな想像の中で思いめぐらすことについての注意喚起というのは、もたらされていないという状況でございます。ウイルスの性質上、いわゆる野鳥、それから家禽の中で増殖していくと、その家禽を通して人にうつるといふ、その解明まではある程度進んでいるということですから、それ以上の広がり現時点で



はないだろうという推測がされておりますので、私としてもそれ以上のことは申し上げられないということでございます。

それから、渡り鳥が時期的には非常に何万羽という数も厚岸湖にはまいます。ただ、町としては従前から行っておりますが、餌をやらないようにということを常々申し上げております。これは、従来は人なれして、人からえさをもらわないと生きていけないような状況に鳥を人間が追い込んでしまうと、いわゆる生態系の中での自然の鳥のリズム、生きていく糧というものを失ってしまうと、自然の状態で渡ってきていただいて、また次の渡りのルートに乗っていくというのが自然の生態系の中での人間としての対処の仕方ではないかと。厚岸湖は、そういった渡り鳥が来る餌もあるということでございまして、その注意喚起はこれからも当然していきたいというふうに思います。他の渡り鳥の中継地に見られるような餌やりの状況は、私の確認する中では行われていないと。単発的にはあるかもわかりませんが、それがしてはいけないことだというのは、ある程度、町民の皆さんも知っているのかなと思います。

ただ、それが直ちに野鳥から、渡り鳥から人間に直接うつったという確認はないと、うつるおそれはないということもつけ加える必要があるかなと。渡り鳥がいる厚岸湖自体が悪者になってはいけないというふうに思いますので、正しい情報はこれからも訴えていく努力はしていきたいというふうに思います。

- 議長（南谷議員） 理事者側の答弁は簡潔に願います。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 私からは、機構に関してのご答弁をさせていただきます。

目標を超える収納率の陰には、町民が困る事象に遭う問題になっているのではないかとというご質問でございます。税負担の公平性を確保するために、30件の引き継ぎにつきましては慎重な判断の上にやってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

- 議長（南谷議員） 総務課長。

- 総務課長（豊原課長） 消防の広域化の関係でございます。議員ご提言ございましたとおり、命を守る救急、財産を守る消防、それから災害に備える防災という観点で考えますとき、消防署の使命については現状からの充実強化という方向こそ重要だというふうに私も認識しておりますし、また消防組合の基本的スタンスも、そういうところにあるだろうというふうに考えております。

今後、北海道、それから釧路支庁が調整を図りながら、テーブルに着く機会が出てまいります。そのときには、そういうスタンスでもって臨んでまいりたい、そのように考えております。

- 議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 もう時間がないので、鳥インフルエンザの関係について、今答弁いただいたのは3課にまたがっているんです。当初、2回目の質問で聞いたとおり、これはどこが主管として、どこが窓口というか、そこだけしっかりして、そこに専門的に対応できるというのか、町民からの問い合わせとか、あるいは国からの指示とか、そこはどこにしようとしているのか、これは執行者、町長なり副町長の考え方だと思いますが、この点についてお考えがあればお示しいただきたい、ただそれだけです。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいまのご質問の体制についてでございますけれども、これは先ほど答弁をさせていただきましたとおり、18年の12月、厚岸町新型インフルエンザ対策行動計画というものを策定してございます。その中で、厚岸町感染対策本部組織に関する設置要綱というものを平成18年12月1日に策定してございます。この中では、明確にどの部署がどうするということがうたっておりません。ただ、この対策本部の事務局は保健介護課健康づくり係というふうに規定してございます。関連部署というものは、人の健康被害等に関するものは今言いました健康づくり係というものが中心になってくるわけでございますけれども、渡り鳥の関係になりますと環境政策課、それから家禽類の対応になりますと産業振興課ということで、関係部署が相当広範囲になることが考えられます。それらは、そういう事態が発生した時点で本部長、これは町長になりますけれども、町長がそれぞれ任命をするということで、本部の対策に当たってもらうというふうになってございます。

●議長（南谷議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 平成20年度の第2回厚岸町議会定例会に当たり、通告書に従い質問をさせていただきます。

町長は、町政執行方針の中で、町の発展と町民一人一人の幸せを願い、創意工夫を凝らし、活力と魅力に満ちたまちづくりの推進を図りたいとのことではありますが、さらには町政に臨む基本姿勢の中では、釧路支庁管内町村会が1次産業や観光の振興を広域連携によって取り組もうと策定した釧路管内地域づくりビジョンの具現化に向けた作業を進めながら、持続的展開が可能なまちづくりに努めてまいりたいと表明しているところでありますが、当町ではご承知のように自然の資源のほかに歴史的文化遺産にも恵まれ、昭和30年4月、当町と浜中町の一部が道立自然公園に、さらには昭和43年5月には釧路村の一部、現釧路町が追加指定となり、次第に海の自然公園として脚光を浴びつつ、昭和47年9月には地域住民長年の宿願でもあった夢の厚岸大橋が完成したところであります。

厚岸道立自然公園を語るには、まず第1に、蝦夷山間地の1つである道東の桜の名所として知られているこの国泰寺は、海の公園を抱える厚岸の一つのシンボルでもあるこ

とは、余りにも有名であることは今さら言うまでもないところであります。

さらには、市街地の東南にある子野日公園は広く町民はもとより、近隣町村の憩いの場であることは、皆さんご承知のとおりであります。当厚岸道立自然公園のように、自然公園法に基づく自然公園はすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の、つまり地域住民、保健休養などに役立てようとするものであり、自然のままの風景を主体とする地域性の公園であるということでありまして、国立公園を初め国定公園、都道府県立自然公園と3種類があることは言うまでもありませんが、さらに当地域は広く海食に削られており、この比較的高いところは丘となり、低いところは湖沼湿原となり、ほかに類例を見ない典型的な海食準平原であり、また海岸線は掘食が多く、40メートルから80メートルの海食岩が10数キロメートルにわたって連続し、特異な沿岸風景を形成しており、厚岸湖は隆起が完全でなかった部分が入り、湾として残された湖で周囲約25キロ、面積約32平方キロ、深さは約2メートルの潟湖で、湖岸はいずれも低湿地で囲まれ、西側に小口があり、厚岸湾につながり、湖の中にはカキ礁があり、北海道のカキの生産地としては余りにも有名であることは、今さら私から言うまでもないところであります。

以上のように恵まれた自然環境を生かし、釧路管内地域づくりを進めていただきたいと思いますところではありますが、そこで私はまず、釧路管内地域づくりビジョンの中で、どうしても取り上げなければ進まない問題の一つとして、当町と釧路町との境界問題があるかと思うのであります。

厚岸町の第4期総合実施計画の中にもあるように、計画的な土地の利用の推進、史跡管理事業の充実の中で、史跡に誤りが認められる地区の調査推進と明確化を図りたいということであります。私は、この件について昨年から町長に何度かお尋ねをしたところも、釧路町との境界関係では厚岸が1,800町歩の土地を按分しなければ、例えば厚岸町のものとした場合、厚岸町への交付税はおおよそどのくらいになるのかを町長から答弁を求めるものであります。

さらに、町長は第3次財政再建方針の中で、人件費を中心としたところの行財政改革を継続したいとのことではありますが、私はこの点については一考を要するものではないかと思うところであります。

まず私は、職員の士気低下につながりかねないかと懸念するものであります。町長、あなたはこの点についてどのような施策がおありなのか、町長からの答弁を求めるものであります。

次に、環境、公害対策については、ごみの不法焼却禁止の徹底、公害防止の意識普及を図り、農薬などの使用軽減や自粛の呼びかけを行い、公共用水域の水質検査等を行い、河川や湖、海域の水質調査、水質汚濁発生源に対する監視、指導を行いながら、またさらには自然と調和した快適な環境づくりの中で、豊かな自然を守り、住みよい生活環境を創出していくためには、公衆衛生や生活環境の向上とともに、厚岸湾、厚岸湖などの公共用水域の水質をしっかりと保全することが重要であることは言うまでもありませんが、そこでお尋ねします。

昨年9月の第3回定例会で、私は食の安全・安心の立場から、厚岸湖内で養殖しているところのカキを初めとする多くの魚介類に発生するところのノロウイルス対策、湖内

の汚染対策、宝の海、厚岸湖、厚岸湾の30年、50年を見据えた対策についてどのような取り組みをするのかとお伺いしたところでありましたが、全く答弁がなかったので、今定例会で改めてお伺いをいたします。

去る5月22日の新聞報道を見る限りでは、厚岸湖などの水質汚濁指標については横ばいとの見方の報道がなされておりましたが、厚岸湖内と流入河川等の7カ所の地点で計測した化学的酸素要求量、CODなどの汚濁指標は問題がない範囲で長期的に横ばいで、大腸菌群数は増加傾向だということのようです。環境コンサルタントの担当者は、ふん便性ではなく、土壌に生息するなどの自然由来のものが原因との見方を示しつつ、今後についても動向については注視する必要があると警告を促しているところでもあります。

そこで、まず私は、これらの厚岸湖、厚岸湾をしっかりと守るためには、町としてどのような取り組みを考えているのか、町長からの答弁を求めるものであります。

さらに、地域ビジョンづくりの中で、私はまちづくりは、まず何と申し上げても教育が最優先されるのではないかと思います。厚岸町の第4期総合実施計画の中にもあるように、学校と家庭の相互理解による充実した教育の推進を図り、学校と諸団体との関係促進と学校教育の視野の拡大にも努め、高等学校との連携強化については、生徒指導の充実、さらには小・中・高児童・生徒指導連絡協議会への助成等を行いつつ、地域に密着したところの高等教育の促進と支援体制の強化を図り、適正な就学指導の推進に努めたいということでもあります。現在、厚岸町の中学校での進路指導の進路、進学の方針として、地元高校への対応についてはどのような指導を行ってきたのか、その中でなぜ地元高等学校への進学率が低いのかということでもあります。学校教育問題でありますので、教育長からの答弁をいただきたい、このように思います。

以上、何点かについてお尋ねをしたところではありますが、町長がおっしゃっている活気に満ちた豊かな、しかも自然と調和のとれたまちづくりのため、明快な答弁を期待し、私の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の財政再建について、釧路町との境界解決が最優先させるべきではないかのご質問であります。

釧路町との境界問題につきましては、平成19年第4回定例会及び平成20年第1回定例会においてお答え申し上げておりますが、1世紀以上にわたり解決に至らず、今日を迎えている非常に難しい問題であります。この問題は、一方だけで急いでも解決が難しく、厚岸町と釧路町の双方が解決に向けて機運を高めていかなければ、協議の再開自体が難しいことは、これまでの経過のとおりであります。

厚岸町からは、事務レベルではありますが、町議会においてこのような議論が展開されていることを繰り返し伝えながら、この境界問題を大きな課題としてとらえていることについてシグナルを送り続けているところでもあります。

また、普通交付税の算定において、釧路町との境界紛争区域の面積は約27平方キロメートルであります。平成2年2月、釧路町と厚岸町の面積按分によって算定すること

で協議を終えており、現在もこの協議合意事項に基づき算定されております。これについては、紛争地域算入額として1,511万4,000円、平成19年度算入額として積算しているところであります。

このような状況にありますだけに、この問題を第3次厚岸町財政運営基本方針に据えて取り組むことについては、不確定要素が多いことから、個々の課題として独自追及させていただき、今後の解決に向けて再協議をスタートさせることができるよう、引き続き努力をいたしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、人件費削減が職員の士気低下につながるご懸念についてお答えいたします。

第3次厚岸町財政運営基本方針において、財政健全化への取り組みについてお示しているところであります。この中で、人件費については人事院勧告の尊重を基本としつつ、特別職を含む全職員の給与等の抑制と各種手当見直しを行うこととし、今後の行財政改革の1つの方向として、給与基本給の7.5%一律カットを掲げていますが、具体的な数字については新年度予算の編成において、国からの普通交付税の交付見込み額等を吟味しながら、具体化をしていきたいと考えています。

厚岸町では、平成14年度から財政改革プログラムにより財源捻出を行ってまいりましたが、この間、職員の士気低下につながらないためには、職員へ改革の痛みを一方向的に押しつけるのではなく、全職員へ現在の財政状況を示し、今後の見通しを説明すること、財政の再建プランを示すこと、そのために職員一人一人が何をなすべきかを考え、行動してもらうこと、この3点について常に語り合うことが大切であるとの認識のもと、役場職員の理解と協力をお願いし、これまでの財政改革を町民の皆さんとともに進めてまいりました。

私は、今回の第3次厚岸町財政運営基本方針策定においても、職員との認識の共有を大切にしたいとの思いから、職員の皆さんと町長と語る会を実施し、職員の意見をしっかりと受けとめさせていただきました。このような状況を考えますとき、この厳しい財政状況の改革に向けて、役場を挙げて取り組んでいく環境が整ったと自負をいたしているところであり、職員一人一人が町民と協働して「厚岸に住んでよかった」「厚岸の町民でよかった」と思っただけのまちづくりに、自信と誇りを持ってチャレンジするであろうと期待いたしているところであります。

なお、このことについては、6月26日から予定しております、まちづくり地域懇談会において、職員がこのように実践している姿についても町民の皆さんにお知らせし、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、厚岸湖、厚岸湾の環境対策についてであります。

ご質問の趣旨は、水質に限ったものと事前にお聞きしておりますので、その前提でお答えいたします。

厚岸湖は、昭和48年に公共水域として国の定める水質環境基準の海域類型Bに指定され、従来は町が直接行っておりましたが、平成17年度から北海道が毎年定期的に水質調査を行っております。その調査結果に基づく現在の厚岸湖の水質状況につきましては、その代表的な汚濁指数であるCOD（化学的酸素要求量）で申しますと、基準値よりも若干上回る数値でここ10年間推移しております。この数値につきましては、複数の専門家の方が厚岸湖に注ぐ河川流域に広がる湿原や泥炭に多く含まれる天然の植物由来の腐

植物質の影響であり、問題視する必要はないとされております。

現在、北海道が行っている厚岸湖公共水域の調査結果、厚岸町が行っている沿岸水域や河川流域の調査、厚岸漁業協同組合と釧路地区水産技術普及指導所が行っている厚岸湖、厚岸湾漁場環境調査を集約する作業を北海道が行っております。今年度内に北海道環境科学研究センターの専門研究員が分析結果に基づいて、厚岸町において状況説明を行い、その内容をもとに今後の対応を関係機関と検討する予定になっております。

平成19年2月にまとめました厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画では、50年後の厚岸町における環境の姿を展望し、持続可能な産業と生活のためとし、10年後を目標とした環境定量目標の中に厚岸湖の水質保全に寄与する項目として、恒久的家畜ふん尿施設の整備率、下水道普及率、下水道水洗化率、生活排水施設総合普及率、無立木地の解消促進、河畔林の造成、水源涵養林の取得、環境対策型漁船エンジンの使用率を掲げて取り組んでおります。

厚岸湖、厚岸湾は、ご質問者が表現されるように「宝の海」であり、厚岸町は漁業を基幹産業の一つの柱として発展してきたわけでありまして、その水質環境の保全は厚岸町の生命線を守ることであります。

今後とも、関係機関と連携をとって、豊かな環境を守っていききたいと考えております。

私からは以上であります。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、3点目の町内中学校の進路指導についてお答えいたします。

初めに、中学校における進路指導についてですが、中学校学習指導要領の総則の中に、生徒がみずからの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的に進路指導を行うこととあり、教育活動全体を通して指導していくよう位置づけられているものであります。このことから、各中学校においても、年間計画の中で進路指導について組織的に計画され、一人一人に応じた指導がなされているところであります。

また、進路指導に関連して、キャリア教育の実践にも取り組んでいるところですが、これは単に卒業後の就職や進学指導を行うという従来型の進路指導からの転換を図り、生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育ということでもあります。町内各中学校においても、この考え方を踏まえながら、職場見学や職場体験を行うなど、主体的に進路を選択する能力、態度を育てる実践に取り組んでいるところです。

これら2点を踏まえて、各中学校の進路指導においては、単に成績による機械的な振り分けから進学先を決定したり、成績上位だからと安易に釧路等への進学を進めるのではなく、地元高校で学業に励みながら力を伸ばして夢を実現するなど、生徒一人一人の将来を見据え、適切な指導、相談が行われるよう学校への働きかけをしてまいります。

次に、地元高校への対応についてですが、平成20年度教育行政執行方針の中でも触れましたように、北海道教育委員会が示した公立高等学校配置計画に基づいて、統合に向けた準備を進めているところですが、平成21年度に開設される新しい高校が魅力的な学

校となるよう、実務的な協力及び施設整備に係る協力など、町といたしましてもできる限りの支援に努めているところです。

また、新設される地元高校への志願率向上に向けて、今後、各中学校で行われる進路指導及びキャリア教育の実践と連動させて、新しい高校の魅力について十分な情報提供やPRに努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 釧路町との境界問題であります。平成4年の第4回定例会の議員の発言の資料の中から、普通交付税の算定に用いる基礎数値、市町村面積にかかわる協議についてという議題であって、平成2年度普通交付税の算定に用いる市町村面積は建設省国土地理院が公表した昭和63年10月1日現在の市町村面積とされており、平成2年度の普通交付税の算定に用いる基礎数値は市町村の面積について、釧路町と厚岸町との合計に今年度の算定に用いた面積で、昭和62年10月1日現在により按分した表記の数値を用いているところでもありますということは、普通交付税率算定上の協議であって、他のことに影響を及ぼすものではないとのことで、中身を見ますと釧路町の面積は252.57平方キロメートル、厚岸町の面積は734.72平方キロメートル、合計して987.29平方キロメートル、このように釧路町の区域と厚岸町の行政区域の面積が違うのでありまして、今後、厚岸町は行政区域の中においてしっかり主張していかなければならないと思います。

さらに、資料の中から抜粋して、当時の釧路町長のお話の中から、厚岸さん、このことについて200町歩ぐらい間違ってしまったという当時の柳田牧場さんですねと、200町歩間違ったという現実の中で、それではそのことについて厚岸町さんがこのことの損害をとるんですかというから、そのときの議員は私は行政区域の確認をしておくだけで、損害をとるのは町長がやることであり、議員のやることではないと話をしていたとのことであります。

以上のようなことから、この問題を解決できるのは町長、あなたしかいません。町長、境界紛争とありますが、前段申し上げたように何も紛争区域ではないのであります。当時の釧路町長さんがおっしゃるように、柳田牧場さんが200町歩ぐらいは間違ってしまったという事実は、資料から削除できない事実として記録に残っているのであります。

町長、この事実をしっかり踏まえて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。町長は、その豊富な政治力と多くの経験をフルに生かし、今こそこの大きな力を発揮して町民の期待にこたえていただくことをお願いしたい、このように思っております。

さらに、財政健全化の取り組みの中で、職員の資質の向上を図り、町民の視点に立ったスリムな組織の体制を目指すと同時に、歳出で大きなウエートを占める人件費の抜本的な見直し、行政コストの削減と業務の効率化、町民サービスの向上を図る地方分権時代に即応した町の役割の明確化、簡素で効率的な役場組織、改革の断行は結構なんだけれども、それによって住民へのサービスが低下することのないよう、また前段申し上げたように職員の士気が低下することのないよう改革を進めてくださることを期待するものであります。

次に、河川環境整備の中で、環境重視の社会を支える整備の中で、厚岸湖別寒辺牛湿原学術研究奨励補助金制度による研究活動の促進を図り、河川環境の整備の中では自然環境や生態系に配慮した河川環境整備の要請については、町と期成会への要請をしているとのことですが、厚岸湖、厚岸湾自然生態系に配慮したところの調査研究をしている釧路支庁、釧路地区水産技術普及指導所、厚岸漁協では、釧路保健所による湖内の水質検査を行っており、その調査データを踏まえ、それぞれの事業対策を確かなものにするために、しっかりと取り組んでいただきたい、このように思っております。

さらには、総合実施計画の中に大きくうたっておりますように、学校教育について主な事業を幾つか取り上げるように、まず家庭機能の充実、開かれた学校の推進とPTA活動との連携、地域懇談会の促進、教職員の研修機会の充実、校内研修の充実、研修指定校制度の推進、指定校制度の指定を受け、どのような成果を上げてきたのかもお尋ねをしてまいりたいと思います。

高等学校との連携強化、生徒指導の充実、小・中・高児童・生徒指導連絡協議会への助成、学校教育の中では授業の展開方法などにあるように、地元の中学校と地元の高校とが常に情報の提供をし合い、しっかりと取り組んでいただきたいと思うのであります。

地元の高校へ通うということは、父兄にとっては経済的にも大変有利であり、町にとっては町の活性化にもつながり、地元高校へ進学するということは、いかによいことが多いかということでもあります。

参考までに、厚岸町内、本年、中学校卒業生は125名であります。地元高校への進学は、その半分以下、60名であります。その中の1名は家事従事者、ほか64名は地方に行っております。

いずれにしても、これからは地元高校への進学については、できる限りのしっかりとした指導をお願いするところであります。

以上で2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 再質問にお答えをさせていただきます。

4点の質問がございましたが、私からは2点、その他については教育委員会並びに担当課長から答弁をさせたいと思います。

まず、1点の釧路町との境界の問題であります。高橋議員が再当選してから、この問題に真剣に取り組んでおります姿につきましては、敬服をいたす次第でございます。私も、町長になりましてから、それぞれの議員から、この問題について議会において考え方、そしてまた議論をいたしておることでもございます。私といたしましては、今ご指摘のとおり、これは町長が最終的に判断をしなければならない大きな、それぞれの行政課題と認識をいたしておるわけであります。

そういうこともあり、私なりに町長とも内々にこの問題をお話をいたしておりますし、さらにはまた担当いたしております事務局同士も、この問題解決をどうしたらいいだろうかというお話をいたしておるところでございます。

しかしながら、厚岸よりも釧路町のほうが、残念ながらこの問題には余り気が乗らな



いいのでしょうか、現行のままでという考えがあるとは思いませんけれども、まあまあという感じをいたしておるわけであります。

そういうわけで、私といたしましては、現職の町長として現職同士で、この問題をさらに私から声をかけてお話をさせていただき、その解決の方法があれば速やかにご期待に沿っていきたくと、そのようにも考えます。

次に、職員の給与カットのことです。私は、本当に平成17年から10%、平成18年9.7%、平成19年8%、今日は7.5%カットの職員のご理解をいただいております。私は大変、職員の決断については頭の下がる思いです。といいますのは、全道180、現在市町村がございまして、そのうちの町職員のラスパイレスというのがございまして、というのは、国の給与を100とした場合に、それぞれの自治体の職員給与がどの位置にあるかという数字であります。厚岸は平成18年でいいますと15位、すなわち大変低いわけです。それでも頑張っておる。

私も先般、新年会の私の後援会で、その事実というものを話をさせていただきましたが、これだけ町職員が頑張っている、私は今ご指摘のありましたとおりの第1回目の質問、私は絶対に町職員はそういう気持ちはないと、厚岸町のために厚岸町職員としてやる気を出しながら、一生懸命町民の信頼にこたえていると、そのように考えておるわけです。

さらには、またそうは言っておっても、やはりリーダー、町長が一番町職員に対する姿勢というものが大事であると思っております。そういうわけで、働きやすい職場、そしてまた町職員の士気高揚のために、私と町職員と語る会、これは毎年行っております。率直な意見が出ております。大変、町政推進上、参考になる課題も出ておるわけでごさいます。このように職員、町長一体となって、町民の信頼にこたえる役場として、これからも一生懸命頑張っておきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、地元高校への志願率向上についてのお話についてお答えいたします。

まず、中学校、高校の連携についてでございますが、もう数年前から中学校の教員と高校の教員において交流をして、お互いにどういうふうな授業をしているんだというようなことの交流も行っておりますし、中学校の校長先生と両高校の校長先生との、いわゆる話し合いを持つ場もつくって、お互いのいろいろな問題点等々を話し合う中で理解を深めるというふうな取り組みも行っております。

また、中学生においては、当然、高校の紹介というふうな時間がございまして、それぞれの高校に出向いたり、高校のほうから説明に来たりというふうな行事がございましてけれども、地元高校につきましては例えば潮見高校の場合ですけれども、真中の生徒については志望するしないは別として、全員がその授業に参加するというふうな中で、まずは地元高校を見ていただくと、その中でももちろん先ほど答弁したように、最終的に決定するのはご自身、お子さんとその保護者の考えが必要ですし、いろいろな将来を考え

たときには、一方的に地元高校を薦めるというわけにはいかないですけれども、ただ同じような部分で考えている中では、先ほどおっしゃったように経済的な面だけでなく、往復最低2時間以上は交通の時間を割かれるという中では、大変苦勞して釧路に通っているという実態があるわけですから、できるだけ地元の高校の魅力をお知らせする中で、地元進学率が高くなるように努めているところであります。

また、来年開設に当たりましては、早い時期に町としてどういうふうな支援策ができるかというのをPTA等とも協議を行いまして、早目に計画として打ち出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私からは、特に厚岸湖の水質の問題に関しまして、これは全課全係にまたがる問題でございますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、厚岸町は環境基本条例というものをきちんと作成をして、その行動計画というものも明らかにさせていただいております。これら実際に行動計画の中では、数値目標を掲げて、それぞれ担当現課もきちんと明示をさせていただいて、達成目標を掲げさせていただいていると。これらの総合的な取り組みが議員おっしゃられるような宝の海を守っていくと。この基本計画の中には、持続可能な産業と生活のためという大きな題目を出してございます。それらを守るために、きちんとした水質の調査ももちろん継続して行わなければならないし、今、町長の最初の答弁で申し上げた、それぞれの環境目標、この達成に向けて継続的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 町長からは、大変ある一定な前向きな答弁をちょうだいしてありがとうございます。ぜひ、この財政再建を支えるためには、釧路町と厚岸町との境界問題が、先ほど申し上げましたように、やはり入ると入らないとでは大変な金額の違いですから、町長のお力でぜひとも解決をしていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

また、教育委員会のほうには、高校進学率がなぜこの10年間くらい、町外の中学校の生徒さんが、厚岸のほうの、出向かなければならないというような、別に悪い環境をつくったんだろうと思わないんだけど、厚岸は普通高校、潮見高校と水産の専門学校がありまして、それぞれが得意の分野で十分に勉強でき、しかもいろいろな資格を取り、社会へ出てもその資格が大きく役立ち、例を挙げると私の子供なんかは水産高校の出身です。いろいろな資格を取りまして、大学へ行ってからでもアルバイトをして、いろいろな資格がある関係上、結構日当が高かったと、おかげでよかったよと、やはり厚岸の水産高校はいいですよと、こういったこともあるんです。中学校と、受け入れをする高校とは常にそういった連携をとりながら、もう少し間口を広げて、地元の高校にはこのような特典がたくさんありますよというようなPRは、もっともっとしてもらったほうがいいと思うし、また入学する生徒さんにも、それなりに地元の高校へ入ると、こうこう

このような特典があるんですよということを進路指導の担当教師ですか、こういう方にもある程度徹底したご指導を願えればと、このように思って要請をしておきます。

以上であります。ありがとうございました。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 再度のご質問でございます。

ここ10年くらいというか、平成17年に高校の5%枠というのが取れまして、いわゆる釧路地区が全区1区になったという影響もあろうかと思えます。そして、何よりもやはり交通の便がよくなったということで、昔はなかなか通いづらかったところが、今大変ですけれども、通うことができるという状況の中で、高校の選択肢もふえてきたことも事実であろうかというふうに思います。

ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、確かに地元としても大切な高校ですし、その中でお話する中でも、私たちも地元高校が今まで以上に魅力ある高校になってほしいということで、いろいろ支援をしておりますし、そのことについては中学校を通してよく生徒あるいは保護者の方にPRして、ぜひ自主的にもう少し高い地元志願率になるように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 以上で、高橋議員の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後4時45分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年6月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員